

近世初期上武幕領における伊奈氏の

年貢徵収政策とその後の変遷(二)

小澤正弘

- 一、はじめ
- 二、上野国緑野郡の場合（以上前号）
- 三、武藏国秩父郡の場合
 - (一)、第一期永高高辻の年貢割付状（慶長八年～寛文二年）
 - 1、永高表記（慶長八年～寛文二年）
 - (1)、第一期A型＝永高損免法
 - (2)、第一期B型＝永高損免法（高外納方式）
 - 2、永高高辻
 - (二)、第一期石高高辻の年貢割付状（寛文四年以後）
 - 1、石高永高併記（寛文四年～元禄元年）
 - (1)、第二期D型＝反取法
 - 2、石高表記（元禄一年以後）
- 四、おわりに
- (三)、年貢物の実態
 - 1、第一期永高高辻の年貢請取状
 - 2、第二期石高高辻の年貢請取状
- (四)、年貢量の推移
 - 1、第一段階〔第一期前期（慶長八年～寛永十一年）〕
 - 2、第二段階〔第一期後期（寛永十五年～寛文二年）〕
 - 3、第三段階〔第二期（寛文四年～元禄期）〕
 - 4、年貢の未進
- (五)、まとめ

三、武藏国秩父郡の場合

(一) 第一期永高高辻の年貢割付状（慶長八年～寛文二年）

上野国緑野郡の徳川領・幕領の村々にみられた永高制に基づく検地や年貢徵収は、神流川を隔てた武藏国秩父郡の徳川領・幕領の村々においても行われていたので、秩父郡の場合についても調査し、比較、検討することとする。ただ、秩父郡の村々⁽⁵⁴⁾の年貢割付状は、慶長四年以来連續した史料が伝存されている緑野郡の村々に比べて残存状態が悪く、比較的まとまっている太田部村（埼玉県秩父郡吉田町）のもの⁽⁵⁵⁾（表8イ）が寛永十五年（一六二八）以後、野巻村（同郡皆野町）のもの⁽⁵⁶⁾（表8ウ）が承応二年（一六五三）以後で、慶長・元和期のものがない。そこで、秩父郡の村々に散在する年貢割付状を収集したもの⁽⁵⁷⁾（表8ア）をもってその欠を補うこととした。

これらの史料によると、秩父郡の村々の年貢割付状は、まず高辻の表記方法からみると、緑野郡の村々と同様に永高を基準にするものと、石高を基準にするものがあるので、永高高辻を用いている期間を第一期（慶長八年～寛文二年）、石高高辻を用いている期間を第二期（寛文四年以後）に区分する。秩父郡の第一期永高高辻の年貢割付状は、1永高だけで表記するもの（慶長八年～寛文二年）だけで、緑野郡にあつた永高石高併記の年貢割付状はない。第二期の石高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々と同様に、1石高に永高

を併記するもの（寛文四年～元禄元年）と、2石高だけで表記するもの（元禄二年以後）との二つに区分することができる。

次に年貢徵収法からみると、第一期の永高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々と同様に永高高辻から損免引等を行うことに特徴がある永高損免法で、A型＝永高損免法（慶長八年～寛文二年）、B型＝永高損免法（高外納方式）（寛永十五年～明暦二年、断続的）に小分類される。また第二期の石高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々の石高厘取法（永高損免法併用方式）や同（諸引石高方式）等とは異なり、等級別田畠等反別に反取永を掛けて年貢高を算出する反取法に特徴があり、D型＝反取法（寛文四年～元禄元年）、E型＝石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）に小分類することができる。⁽⁵⁸⁾ 以上の分類に従つて順次説明することとする。

1、永高表記（慶長八年（一六〇三）～寛文二年（一六六二））

(1) 第一期A型＝永高損免法（慶長八年～寛文二年）

徳川家康の関東入国後、代官頭伊奈備前守忠次が武藏国秩父郡の村々に発給した永高高辻の年貢割付状で、現存する最古のものは次のものである。⁽⁵⁹⁾

史料 20 慶長八年 皆野村年貢割付状⁽⁶⁰⁾

卯歳可納御年貢割付之事

一、百八貫貳百八拾六文

高辻

此内

壱貫五百文

川かケ引

拾壱貫八百卅三文

損免壱ソ半引

残而九拾貳貫八百五拾九文 定納

(溜代ニ成・川欠等) 三四四文ニ残永高三四貫一五文のA型のもの
もある。さらに寛永元子年(一六二四)の大滝村の年貢割付状⁽⁶³⁾をみ
ると、永高高辻四〇貫三三九文が損免引も諸引もなくそのまま年貢
高四〇貫三九九文となっている。これは緑野郡の村々にみられなか
つたものであるが、これをA₀型と小分類することとする。これらの
A₀・A₁・A₂・A₃の各型は年によって損免引や諸引を行うか否かによ
つて生じる差異なので、一括して第一期A型としてまとめると、損
免率から年貢高を求めるこの基本計算式は緑野郡の村々の場合と同
様に次のように表わされる。

これは幕府代官頭伊奈備前守忠次が慶長八卯年(一六〇三)十月
二十七日に皆野之郷(秩父郡皆野町)の名主百姓中に宛てた年貢割
付状である。ここでも最初に高辻が永高だけで表記されているのが
特徴である。この永高表記の高辻一〇八貫二八六文から川欠一貫五
〇〇文と損免一ツ半一貫八三三文を差し引いた残り九二貫八五九

文がこの年の年貢高ということである。つまり、この年の年貢の計
算式は永高高辻一(損免引+諸引)(川欠等) = 定納高(年貢高)
ということである(この計算では、残は九四貫九五三文で、二貫九
四文の誤差がある)。これは上野国緑野郡の村々にみられた第一期
A₃型と同じ型式のものである。

この他に表8アによると、寛永三寅年(一六一六)の大滝村(秩
父郡大滝村)の年貢割付状⁽⁶¹⁾は永高高辻四〇貫三三九文一損免三分一

貫一七五文ニ残永高三九貫六四文のA型、寛文元丑年(一六六一)
の小柱村(秩父市)の年貢割付状⁽⁶²⁾は永高高辻三四貫三五九文一諸引

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷(二)(小澤)

史料21 寛永十五年太田部村年貢割付状⁽⁶⁴⁾

寅歲太田部郷御年貢可納割付之事

一、永拾五貫五百八拾壹文 高辻

内

七拾七文

丑之河かけ

残拾五貫五百四文

一、永壹貫貳百八拾文

高外納

納拾六貫七百八拾四文

寅之納

以上

右如是相定上者、極月十日を切而急度可致皆済候、若其過於無沙汰者以譴責可申付者也、仍如件

寛永十五年

大金兵^印伊半十^印

寅霜月朔日

名主百姓中

これは太田部村のものであるが、永高高辻一五貫五八一文から寛永十四丑年の川欠分七七文を差し引いた残り一五貫五〇四文の有高に、「高外納」一貫¹八〇文を加えた納合一六貫七八四文が寛永十五寅年の年貢納高である。この計算式は永高高辻一諸引²残³(有高)十高外納⁴納合で、これは緑野郡の場合の第一期B型と同じである。A型と対応させて、A型十高外納⁵年貢高をB型⁶とするとき、表8Aの寛永十五年(一六三八)の大滝村と慶安二年(一六四九)の日野村の年貢割付状⁶⁵にこの例がみられる。この他に、今のところ例はないがA型十高外納⁵年貢高(B型と仮定)、A型³十高外納⁴年貢高(B₃型と仮定)も考えておくと、B₃型を一括したB型の基本計

算式はやはりA型の基本計算式+高外納=年貢高としてまとめられる。

$$\text{B型の基本計算式} = \frac{\text{永高高辻一諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} + \text{高外納} = \text{年貢高}$$

秩父郡でもやはり緑野郡と同様に永高損免法(高外納方式)が実施され、高外納を賦課することによって元の永高を越える年貢の増徴が図られていたのである。緑野郡の村々で、永高損免法(高外納方式)が実施されたのは寛永十四年(一六三七)から断続的に寛文元年(一六六一)までであったが、秩父郡の村々では、今までの史料によると、寛永十五年(一六三八)に伊奈忠治と大河内久綱が発給した太田部村や大滝村宛のものから明暦二年(一六五六)に伊奈半左衛門忠克が発給した太田部村宛のものまでである。

高外納率は、太田部村では最低三分から最高八分、野巻村では三分から五分、その他の村々では二分から七分程度で、結局全体を通しては二分から八分の幅であった。緑野郡の村々の三分から七分に比べて、や、上下の幅が広かつたようである。高外納の賦課された年には損免引が行われていないのは緑野郡の村々の場合と同じである。したがって、野巻村の承応三年(一六五四)のように諸引(川欠や水押)が一貫四六三文もある年は高外納があつても元の永高の範囲内の九割六分であるのは例外で、その他の年はどの村も元の永高を越え、太田部村では一〇割三分(一〇三%)から一〇割七分、野巻村では一〇割三分、他の村々では一〇割から一〇割五分となつ

ている。

大河内久綱や伊奈忠治・伊奈忠克は、秩父郡の村々においてもA型では越えることのなかつた慶長三年（一五九八）の永高検地に基づく永高高辻の範囲内の年貢をB型に変更することによつて、つまり高外納を賦課することによつて越えたわけで、高外納は確定な年貢増徴策であつたのである。このような年貢増徴政策が可能になつたのは、中央にあつては、関ヶ原の戦い、大坂の役を経て、徳川家康・秀忠・家光へと将軍職が継承され、徳川將軍による江戸幕府の支配体制が確立し、地方にあつては、代官頭伊奈氏が検地の施行、新田開発の奨励、河川の改修、用排水路の開削等を積極的に進めて在地を掌握し、寛永十八年（一六四二）正月の埼玉郡四条村（越谷市）や寛永二十年正月の秩父郡品沢村（秩父市）の五人組帳^{〔6〕}にみられる通り、寛永期には五人組の制度化によつて代官と百姓、百姓相互間の年貢の徴収をめぐる諸関係が体系化、制度化され、代官頭伊奈氏の在地支配体制が確立してきたことを反映しているものと考えられる。

なお、高外納は秩父郡でも緑野郡と同様に表9ア・イ・ウの年貢請取状によつてみると、本途の一部として金納されていたと考えられる。

2、永高高辻

次に、この永高損免法の年貢割付状で賦課の基準とされた永高

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷〔二〕（小澤）

屋敷以上壠貫百拾九文

（屋敷略）

畠合拾四貫四百六十弐文 但、改出共二

（畠略）

〔奥書部分〕

畠百八文	七文	半五郎
（中略）		
同所		
畠十八文	五文	小七郎
同所		
畠七文	八文	半五郎
道下		
（前略）		

史料 22 慶長三年太田部之郷地詰帳^{〔7〕}

〔冒頭部分〕

ひしちや

畠拾文

八文

半五郎

道下

畠七文

てたり

同人

同所

畠十八文

五文

小七郎

半五郎

辻について秩父郡の場合も検討しておくこととする。秩父郡の村々も図1（前号掲載）のように初期の検地としては緑野郡の村々と同様に文禄三年に大久保長安、慶長三年に伊奈忠次の永高検地が実施されているが、まず太田部村の慶長三年戊戌（一五九八）四月二十日付の「武州秩父太田部之郷御地詰帳」からみていくこととする。その冒頭部分と奥書部分は次の通りである。

畠屋敷合拾五貫五百八十壹文 高辻

此内

拾壱貫八百五十三文

畠屋敷本納

三貫七百貳拾八文ハ

畠屋敷共ニ改出也

(以下略)

太田部村も全耕地が畠地の山間の村で、この地詰帳も畠地一筆毎の小名と所有者、及び永高が二段記載になつてゐる。この地詰帳の畠地分の計は一四貫四六二文、屋敷分の計は一貫一一九文、畠屋敷の合計は一五貫五八一文で、これが高辻と記されている。

次に、これを史料21の同村の寛永十五年（一六三八）霜月朔日付の年貢割付状と比較してみると、地詰帳の高辻＝畠屋敷合一五貫五八一文は年貢割付状の高辻永一五貫五八一文と完全に一致している。したがつて、秩父郡の村々でも、慶長三年の伊奈備前守忠次の永高検地で確定された永高高辻に基づいて、伊奈半十郎忠治と大河内金兵衛久綱が連署して発給した寛永十五年の年貢割付状の高辻は定められていたといえる。とすれば、このような慶長三年の検地永高を高辻とする永高損免法の年貢割付状は、緑野郡の場合と同様に秩父郡でも慶長四年以来発給されたものと推考される。

ところで、この慶長三年（一五九八）の太田部之郷地詰帳においても高辻一五貫五八一文の内訳を、別に一貫八五三文が畠屋敷本納、三貫七二八文が畠屋敷共ニ改出也と記しているが、この意味を緑野郡の村々の場合と同様に理解すれば、この地詰帳の一貫記載の

上段が文禄三年次の検地に基づく永高で、その合計が畠屋敷本納分計が畠屋敷共ニ改出分三貫七一八文であり、これらを合計した慶長三年次の畠屋敷の永高が一五貫五八一文の高辻ということになる。

このことを秩父郡でも両年度の地詰帳の揃つてゐる野卷村の例によつて確認してみることとする。代官頭伊奈忠次の手代新井忠左衛門と奈良惣次郎によつて実施された慶長三年戊戌（一五九八）六月一日付の「武州秩父之郡野卷村御地詰帳」の冒頭と奥書の部分は次の通りである。

史料23 慶長三年野卷村地詰帳⁶⁸

〔冒頭部分〕

秩父分

ささはら

畠百文

同分

とらの下

島六拾八文

廿貳文

同分

河はた

七拾文

同人

島式百文

丹波

同分

はたいは

弥五郎

（中略）

〔奥書部分〕

（田畠略）

田畠合拾七貫二拾五文

但、改出共二

(冒頭部分)

ささら

秩父分

屋敷合六百七十九文

但、改出共二

畠七拾八文

弥五郎

田畠屋敷合拾七貫七百拾四文

とらの下

同 分

此内

拾三貫七百九十壱文

田畠屋敷之本納

川はた

同 分

三貫九百弐拾三文

田畠屋敷共ニ改出

畠弐百文

丹波

(以下略)

記載形式は太田部之郷のものとほとんど同じであるので同様に理

解すると、冒頭部分の一筆毎の田畠の二段記載の永高の上段は前回

の文禄三年次の検地高、下段は今回の慶長三年次の検地改出高、奥

書部分の田畠屋敷之本納一三貫七九一文は上段の合計で文禄三年次

の検地永高ニ高辻、田畠屋敷共ニ改出三貫九二三文は下段の合計で

慶長三年次の改出し分、これらを合計した田畠屋敷合一七貫七一四

文が慶長三年次の野巻村の検地永高ニ高辻で、これは年貢割付状の

高辻ニ年貢高に相当する筈であるが、野巻村にはこの頃の年貢割付

状が残存していないので残念ながら確認できない。

次に、これを文禄三年甲午（一五九四）五月二十日付の「武州秩父郡之内野巻村御坪入帳」と比較してみることとする。この坪入帳の記載形式も慶長三年次のものと同様であり、その冒頭と奥書の部

分は次の通りである。

史料 24 文禄三年野巻村坪入帳⁶⁹

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷(二) (小澤)

屋敷略

(冒頭部分)

ささら

秩父分

屋敷合六百七十九文

但、改出共二

畠七拾八文

弥五郎

田畠屋敷合拾七貫七百拾四文

とらの下

同 分

此内

拾三貫七百九十壱文

田畠屋敷之本納

川はた

同 分

三貫九百弐拾三文

田畠屋敷共ニ改出

畠弐百文

丹波

(以下略)

記載形式は太田部之郷のものとほとんど同じであるので同様に理

解すると、冒頭部分の一筆毎の田畠の二段記載の永高の上段は前回

の文禄三年次の検地高、下段は今回の慶長三年次の検地改出高、奥

書部分の田畠屋敷之本納一三貫七九一文は上段の合計で文禄三年次

の検地永高ニ高辻、田畠屋敷共ニ改出三貫九二三文は下段の合計で

慶長三年次の改出し分、これらを合計した田畠屋敷合一七貫七一四

文が慶長三年次の野巻村の検地永高ニ高辻で、これは年貢割付状の

高辻ニ年貢高に相当する筈であるが、野巻村にはこの頃の年貢割付

状が残存していないので残念ながら確認できない。

次に、これを文禄三年甲午（一五九四）五月二十日付の「武州秩父郡之内野巻村御坪入帳」と比較してみることとする。この坪入帳の記載形式も慶長三年次のものと同様であり、その冒頭と奥書の部

分は次の通りである。

史料 24 文禄三年野巻村坪入帳⁶⁹

畠百四拾文

弥五郎

(中略)

(奥書部分)

合拾三貫五百七拾八文

見落二引

高辻

定納

此内

見落二引

已納

残拾三貫四百三拾八文

改出坪落

以上

拾弐百五拾文

已納

壱貫弐百八拾八文

改出坪落

以上

一、五百九拾五文

田方

一、拾弐百四十三文

畠方

屋敷

合拾三貫七百九拾壱文

右之外

一、百三拾目 わた代

(以下略)

この野卷村の文禄三年の坪入帳と慶長三年の地詰帳の冒頭部分を比較してみると、文禄三年の坪入帳の二段記載の永高は、一筆目の秩父分弥五郎の所持するささはらの畠は、上段の七八文が文禄三年以前の検地永高⁽²⁾〔秩父郡の村々での天正永高検地は確認されていないが、文禄三年検地が二段記載であることからすれば、緑野郡の村々と同様に天正十九年（一五九一）の永高検地があつたと推考される〕、下段の二三文が文禄三年次の検地改出して、文禄三年次の検地永高は合せて百文になる。これが慶長三年次の地詰帳の上段の百文、つまり今回以前の検地＝文禄三年の検地永高百文に当たり、下段は無記載なので、この畠には慶長三年の新規改出しなかつたのである。

二筆目の同人のとらの下の畠は、上段の六八文が文禄三年以前の検地永高で、下段は記載が無いので、この畠には文禄三年の検地では新たな改出しがなかつた。そこで、この六八文がそのまま慶長三年の地詰帳の上段の六八文となり、下段の二三文が新たな改出しの分で、結局、慶長三年検地のこの畠の永高は合せて九〇文ということになるのである。以下同様にして、文禄三年の坪入帳と慶長三年の地詰帳の二段記載は、上段が前回の検地永高、下段が今回の検地改出し永高であることがやはり確認されるわけである。⁽³⁾

また、奥書部分では、慶長三年次の田畠屋敷合一七貫七一四文の内の田畠屋敷之本納一三貫七九一文が文禄三年次の田方五九五文、畠方一二貫八四三文、屋敷三五三文の合計一三貫七九一文と一致している。したがつて、この一三貫七九一文が本来ならば文禄三年次の野卷村の検地永高＝高辻である筈であるが、実際は一三貫五七八文で二一三文少くなっている。ここから一四〇文を見落分として引いた一三貫四三八文が文禄三年次の定納高で、その内訳は一二貫一五〇文が已納、つまり文禄一年時点の年貢高であり、一貫二一八八文が文禄三年の改出分なのである。

以上によつて、秩父郡野卷村では天正十九年（一五九一）検地に続いて、文禄三年（一五九四）に大久保長安検地が実施され、それを踏まえて慶長三年（一五九八）には伊奈忠次検地が繰り返し実施され、その都度改出しによつて村の高辻が増額された。また、太田部村では伊奈忠次の慶長三年の永高検地によつて確定された永高辻が寛永十五年（一六三八）の伊奈忠治・大河内久綱発給の年貢割付状の高辻として用いられ、これを基準に年貢が徵収されていたことが分かつた。したがつて、秩父郡においても緑野郡の場合と同様に、天正十八年徳川家康が関東に入国して以来、代官頭大久保長安や伊奈忠次らは天正十九年・文禄三年・慶長三年と繰り返し検地を実施し、その都度改出しによつて村々の永高高辻を増額して年貢の増徵を図り、特に伊奈忠次は慶長三年の検地によつて確定した永高を高辻とする年貢割付状を翌慶長四年以後毎年発給して村々から確

実際に継続して年貢を徴収する体制を確立し、徳川氏・幕府の財政的基礎を確固のものとしたと考えられるのである。

なお、秩父郡の村々では、慶長三年（一五九八）検地のあと、表3のよう伊奈忠治の寛永十二年（一六三五）検地や伊奈忠克の明暦元年（一六五五）検地等が実施されて新検地永高が定められ、この新検地永高を高辻とする年貢割付状が用いられているが、このことは便宜上、3石高高辻の項で述べることとする。

（二）、第二期石高高辻の年貢割付状（寛文四年以後）

秩父郡の幕領村々は慶長八年（一六〇三）から寛文二年（一六六二）までは代官頭伊奈備前守忠次、子の伊奈半十郎忠治、孫の伊奈半左衛門忠克の代々と伊奈氏の手代代官富田吉右衛門・大河内孫十郎（金兵衛）・杉浦五郎右衛門等によって治められてきたが、寛文四年になると、上野国緑野郡の村々と同様にこの代官頭の家系を離れ、伊奈忠次の四男忠公の子である伊奈左門忠利の代官支配下に移つた。この代官の支配替のため、先述の通り緑野郡と同様に秩父郡でも寛文三年の年貢割付状は発給されなかつたようで、どの村のものも見当たらない。⁽²⁾

新代官伊奈左門の秩父郡における最初の年貢割付状は寛文四年

（一六六四）の野巻村宛のものであるが、これは、代官頭伊奈氏の代々が発給した第一期の年貢割付状が永高高辻であつたのに對し、村の高辻を石高を基準にして永高を併記するものであつたので、第二期

石高高辻の年貢割付状として區別することとする。この石高高辻の年貢割付状は、高辻の表記の仕方から、1石高に永高を併記するもの（寛文四年～元禄元年）と、2石高だけを表記するもの（元禄二年以後）に小分類することができる。また、年貢徴収法からは、第一期の永高損免法に替つて、第二期D型II反取法（寛文四年～元禄元年）、第二期E型II石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）に小分類することができる。

1、石高永高併記〔寛文四年（一六六四）～元禄元年（一六六八）〕

（1）、第二期D型II反取法（寛文四年～元禄元年）

第二期の石高永高併記の年貢割付状の最初のものは幕府代官伊奈左門が寛文四年（一六六四）に野巻村に発給した次のものである。

史料25 寛文四年野巻村年貢割付状⁽³⁾

辰之年野巻村御年貢可納割付之事

永三拾貫七百六拾文

畠屋敷共

此わけ

上々畠壱町七反五畝九歩

百拾文取

此取壹貫九百文拾八文 外百拾三文 上木

百文取

上烟五町弐反壹畝廿七步

上木

此取五貫弐百拾九文 外三百五拾六文 上木

上木

中畠六町八反三畝拾歩 内堀反七畝歩午ノ川欠

残六町六反六畝拾歩 八拾文取

此取五貫三百三拾堀文 外四百四文 上木

下畠拾武町七反九畝拾六歩内 売反五畝拾五歩 午ノ川欠
三反五畝拾五歩 西ノ川欠
式反武畝三歩 亥ノ川欠

残拾武町六畝拾三歩 五拾文取

此取六貫三拾武文 外八百九拾八文 上木

下々畠三拾九町九反八畝拾九歩内 売反六畝廿歩 午ノ川欠
武町四反六畝廿歩 西ノ川欠
式反武畝三歩 亥ノ川欠

残三拾四町八反三畝九歩 拾五文取

此取五貫武百式拾五文 外三貫武百式文 上木

上木堀老畝廿五歩 式拾文取

此取四文

屋舗堀町式反六畝廿堀歩 百式拾文取

此取堀貫五百式拾文

取永合三拾貫式百三拾式文 内四貫九百七拾三文 上木

外

一、水堀貫九百式拾文(印) 浮役

一、同堀貫式拾式文(印) りんし

右如斯相定上者、霜月中を切而急度可致皆済、若其過於無沙汰者以譴責可申付者也、依如件

寛文四年辰ノ

霜月十五日 伊左門(印)

名主百姓中

伊奈左門の発給したこの年貢割付状では、まず高辻が石高一五三石八斗と表記され、その右肩に永高三〇貫七六〇文が書き添えられる石高永高併記のものに替つている。これは永一貫文を五石替で換算したもので、ここまで上野国緑野郡讓原村等の寛文七年以後の年貢割付状と同じである。しかし、次の「此わけ(訳)」の部分からは緑野郡のものと大きく異なっている。野巻村は全村畠方の山間の村で、畠は上々・上・中・下・下々の五等級に分けられ、外に上木畠と屋敷がある。これらはいずれも面積が町反畝歩で示され、それぞれの等級に応じた反当りの取永が付けられている。つまり、ここでは年貢徵収法が畠の反別を基準にした反取法に替えられているのである。この計算式は、(等級別田畠等反別—諸引) × 反取永 = 此取永高の和 + 取永合(有高) + 浮役臨時納合(年貢高) ということになるが、これを秩父郡村々の第一期D型と分類しておくこととする。

2、石高表記〔元禄二年(一六八九)以後〕

(1) 第二期E型 + 石高厘取法(反取法併用方式)(元禄二年以後)

第一期の石高永高併記の野巻村の年貢割付状は、延宝三・四・五年には永高記載がなくなり石高表記だけになるが、延宝六年からまた石高永高併記に復し、貞享元・二・三・四年には再び永高表記が

なくなり石高表記だけとなるが、元禄元年にはまたまた石高永高併記に戻っている。太田部村の年貢割付状も貞享三年には永高記載がなくなり石高表記だけになるが、元禄元年には石高永高併記の年貢割付状に戻っている。この期間の石高高辻の表記は、野巻村も太田部村も石高永高併記と石高表記が断続的に繰り返されているが、反取法による年貢徴収法であることに変りはなかつたので、第二期石高永高併記のもの内に含めて取り扱うこととする。

ところが、野巻村や太田部村・古大滝村の元禄二年（一六八九）以後の年貢割付状は石高高辻の表記が石高だけになると共に、年貢徴収法の上でも新たな要素が加わつてるので、D型と区別して第二期E型と分類することとする。

史料 26 元禄二年野巻村年貢割付状⁽¹⁾

巳年武藏国秩父郡野巻村御成ヶ可納割付事

一、高百五拾三石八斗

此反別六拾七町八反七畝七歩

此取九拾六石五斗弐升 高ニ六ツ弐分七厘六毛内

此永三拾八貫六百八文

烟方六拾七町八反七畝七歩

右之内

上々烟壺町七反五畝九歩

此取永武貫七百七拾文外百十三文上木 壱反百五拾八文取

上烟三町五反九畝廿六歩

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

此取永五貫三百廿六文外弐百三十六文上木壺反百四拾八文取
上郷分上烟壺町六反弐畝壺歩

此取永武貫七拾四文 外百廿文 上木 壱反百廿八文取

中烟四町壺反弐畝廿七歩 内壺反五畝拾歩 跡々川欠

残り三町九反七畝十六歩

此取永三貫八百九拾六文外弐百四十四文上木壺反九拾八文取

上郷分中烟式町七反拾三歩

此取永武貫百九文 外百六拾文 上木 壱反七拾八文取

下烟五町四反三畝廿四歩 内六反五畝三歩 跡々川欠

残四町七反八畝拾九歩

此取永三貫七百三拾三文外三百八十六文上木壺反七拾八文取

上郷分下烟七町三反五畝廿四歩 内弐反三畝歩 跡々川欠

残七町壺反弐畝廿四歩

此取永四貫百三拾四文外五百三拾三文上木 壱反五拾八文取

下々烟三拾九町九反八畝拾九歩 内五町壺反五畝拾歩 跡々川欠

残三拾四町八反三畝廿九歩

此取永七貫六百六拾三文外二貫弐百弐文 上木壺反廿弐文取

上木烟壺畝廿五歩 壱反四拾五文取

此取水八文

屋敷壺町弐反六畝廿壺歩 壱反百五拾文取

此取水壺貫九百壺文

小以永三拾八貫六百八文 内四貫九百九十四文 上木

外

一、永壹貫九百廿文

紙船役山銭

一、永壹貫式拾式文

紙綿壳出シ

永合四拾貫五百五拾文

右納次第

永式貫六百七拾六文八分

漆納

此漆三貫八百廿四匁

永三拾文八分

莊納

此莊壹斗五升四合 但永壹貫文五石替

大豆納

永六拾壹文六分

金納

此大豆三斗八合 但永壹貫文五石替

綿紙納

永五貫百拾文

右之通相定上者、大小之百姓不残立合無高下致割、來十一月晦
日以前可皆済、若於令遲滯者急度可申付者也

元禄式年

巳十月

松平清三郎御判

右村名主百姓

松平清三郎は幕府代官として元禄二年（一六八九）から同八年までの年貢割付状を野巻村や太田部村等の秩父郡の幕領村々に発給しているが、これは元禄二年のものである。秩父郡の第二期の1石高永高併記の年貢割付状（史料25）が石高と永高を併記したあと、直

ぐ「此わけ」として畠の等級別反別や反取永、此取永等を記載していたのに對し、この第二期の2石高表記の年貢割付状は、まず冒頭部分で高辻を石高だけで記載したのに続けて、「此反別」や「此取」石高、年貢率、「此永」高、畑方反別を記しているところが新しい点である。次にこの後の「右之内」の部分で畠の等級別反別や反取永、「此取永」等を記載しているが、この部分は史料25の「此わけ」と型式は同じものである。

この冒頭部分は、永高三〇貫七六〇文を永一貫文＝五石替で一五三石八斗の石高高辻に換算し、これに六割二分七厘六毛の年貢率を掛けた九六石五斗二升の此取石高を算出した後、これを二石五斗＝永一貫文で三八貫六〇八文の此永高に戻し、これを年貢高としているのである。したがって、この計算式は永高×五石＝石高高辻×年貢率＝此取石高÷二石五斗＝此取永高＝年貢高（傍線部分が年貢割付状の記載項目）ということである。これは上野国緑野郡讓原村の第二期A型の年貢割付状（寛文七年～元禄七年）の前半部分の石高厘取法と同じものである。そこで、この型式の年貢割付状を第二期E型＝石高厘取法（反取法併用方式）と分類することとする。

なお、冒頭部分がこのように詳細に記載されたのは元禄二年だけで、翌三年には「此永」高が省略され、四年には年貢率も省略され、五年には「此取」石高も省略され、記載されるのは一五三石八斗の石高高辻と六七町八反七畝七歩の反別だけになった。こうして冒頭部分の石高厘取法の部分が省略されることを考えると、第二期1石

高永高併記の(1)第二期D型II反取法の年貢割付状も石高厘取法の部分が省略されており、第二期の石高高辻の年貢割付状は寛文四年当初からE型の石高厘取法（反取法併用方式）ではなかつたかと考えられるのである（表8イ・ウ第2期参照）。

3、石高高辻

秩父郡の村々で用いられた石高高辻についても検討しておくこととする。幕府代官伊奈左門は、秩父郡においては緑野郡よりも早く、寛文四年（一六六四）から永一貫文II五石替の仕法によつて永高高辻を石高高辻（石高永高併記）の年貢割付状に替えていた。しかし、両地域の年貢徵収法を比較すると、緑野郡では石高厘取法（永高損免法併用方式）を用い、秩父郡では反取法を用いて大きく異なつてゐる。では、伊奈左門はなぜ年貢割付状に同じ石高高辻（石高永高併記）を用いながら、両地域に異なつた年貢徵収法を採用したのであらうか。結論から先にいえば、これは慶長三年（一五九八）以後の新検地の有無によるのではないかと考えられる。

先述した通り、上野国緑野郡の場合は、慶長三年の永高検地に基づいて永高高辻が確定され、それが譲原村や三波川村の例のように慶長四年以後の年貢割付状の高辻として用いられ、その後の検地は実施されることがなかつた。そのため、新代官伊奈左門はこの永高高辻を永一貫文II五石替で石高高辻に換算したが、慶長三年検地は永高を一段記載するだけで、田畠の上中下の等級や反別等の記載が

一切なかつたので、石高に換算したあと、反取法によつて年貢を徵収することができなかつた。そこでやむをえず、石高厘取法（永高×五石II石高高辻×年貢率II此取石高：二石五斗II此取永高）によつて一旦永高に戻した後、従来の永高損免法（此取永高I（損免引十諸引）II當納合年貢高）によつて年貢高を決定したものと考えられるのである。

これに対し、武藏国秩父郡の場合は、慶長三年の永高検地に基づいて永高高辻が確定され、これが太田部村の例のように年貢割付状の高辻として用いられてきたのは同じであるが、その後表3のように寛永十二年、同十七年、慶安五年、明暦元年、寛文二年と五回に分けて秩父郡の村々（外秩父を除く）の検地が実施され、新検地に基づく新永高が決定された。新検地後の年貢割付状はこの新永高を高辻として用いているのである。新旧両永高高辻を比較すると、表4のようになる。

野巻村は慶長三年の検地永高高辻は一七貫七一四文、慶安五年の新検地永高高辻は三〇貫七六〇文で、その増加率は一・七四倍であつた。上田野村は一・三四四倍、小柱村は一・二三三倍であつた。また三沢村の明暦元年検地の増加率は一・一六倍、太田部村の寛文二年検地の増加率は一・〇六倍で、概して慶安五年検地の増加率の方が高かつた。以上のように秩父郡の村々では新検地によつて慶長三年次の永高高辻を越える新しい永高高辻が確定され、これを基準に永高損免法によつて年貢が徵収されていたのである。

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷〔〕（小澤）

（一四）

ところで、この新検地帳の記載内容はどのようなものであったのであるか。寛文二年（一六六二）六月十六日付の「武州秩父郡太田部村御検地水帳」によつてみると、次のようなものである。

史料 27 寛文二年太田部村検地帳⁷⁵

（冒頭部分）

たろうとうけ

拾五間
八間

下々畠四畝歩

喜左衛門

九間
六間

下々畠壱畝廿四歩
同人

此永四文

（中略）

下々畠合九町八反八畝廿五歩

永壹貫拾六文 内式拾文上木

岩瀬源右衛門

墨付式拾參枚印

石川善兵衛（他二名略）

（以下略）

寛文二年の太田部村の検地は伊奈半左衛門忠克家臣の岩瀬源右衛門等八人の検地役人によつて実施された。検地帳には小名、一筆毎の島の縦横間数、上中下等の等級、反別、此永高、所有者等を記載した永高制検地であつたのである。

代官頭伊奈氏の代々に代つて、秩父郡の幕領の新代官となつた伊奈左門は、史料 25 のように寛文四年（一六六四）以後の年貢割付状で永高高辻を石高高辻に換算した上で、寛永十二年以来の新検地によつて打ち出された田畠の等級別反別とこの取永高を用い、（等級別田畠等反別一諸引）×反取永＝此取永高の和＝取永合（有高）+ 浮役臨時＝納合（年貢高）の計算式で示される新しい年貢徵収法、つまり反取法を採用したのである。

最後に史料 26 の元禄二年（一六八九）の野巻村の年貢割付状を見直すと、冒頭部分は永高高辻×五石＝石高高辻×年貢率＝此取石高

永高は一六貫四八九文と記されており、これがまた寛文五年以後の太田部村の年貢割付状（表 8-1 第二期参照）の高辻としても用いられているからである。

・二石五斗＝此取永高＝年貢高（傍線部分が年貢割付状記載項目）という石高厘取法を、次の「右之内」の部分は（等級別田畠等反別一諸引）×反取永＝此取永高の和（取永合）＝納合（年貢高）といふ反取法を用いていることを示している。石高厘取法による「此永高」（年貢高）三八貫六〇八文が、反取法による「小以永」（年貢高）三八貫六〇八文に完全に置き換えられている。石高厘取法の年貢率に合わせて反取法の等級別反取永を調整することによって、石高厘取法の年貢高を反取法の年貢高と全く同じものに置き換えることができる。

代官松平清三郎は元禄二年の野巻村や太田部村・古大滝村の年貢割付状において、初めて冒頭に石高厘取法による年貢高を、次いで「右之内」に反取法による年貢高を併記したが、翻つて考えれば、冒頭の石高厘取法は代官伊奈左門が寛文七年から緑野郡譲原村等に用いていたものと同じ仕法である。したがつて、伊奈左門は秩父郡野巻村の寛文四年の年貢割付状にこの石高厘取法の部分を記載はしなかつたが、当時すでに石高厘取法を用いて年貢高を算出し、それを反取法の年貢高に置き換え、この部分だけを記載していたものと考えても差し支えないのではないかと考えられる（表8イ・ウ第二期参照）。とすれば、説明の順序上、第一期石高高辻の年貢割付状のうち、石高永高併記のものをD型＝反取法（寛文四年～元禄元年）、石高表記のものをE型＝石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）と区別したが、実質はD型も石高厘取法（反取法併用方式）

ということになる。伊奈左門は秩父郡の第二期石高高辻の年貢割付状において寛文四年当初から石高厘取法（反取法併用方式）を用いていたと考えられるのである。

以上のように、幕府代官伊奈左門は、寛文年間に上野国緑野郡と武藏国秩父郡において永高高辻を石高高辻に換算する同じ石高永高併記の年貢割付状を用いたにも拘らず、緑野郡では石高厘取法（永高損免法併用方式）を用い、秩父郡では反取法、実は石高厘取法（反取法併用方式）を用いるという異なった年貢徵収法を採用したのであるが、その訳は、緑野郡譲原村等では慶長三年以後新検地が実施されなかつたので引き続き上中下の等級も反別の記載もない慶長三年検地の二段記載の永高高辻を石高高辻に換算して石高厘取法（永高損免法併用方式）で年貢を徴収するしかなかつた。これに対し、秩父郡の村々では寛永十二年以来新検地が繰り返されて田畠の等級別反別や永高が算出されていたのでこの新永高高辻を石高高辻に換算すると共にこの等級別反別や永高を利用して石高厘取法（反取法併用方式）という新方法で年貢を徴収することができた、つまり、慶長三年以後の新検地の実施の有無が寛文四年以後の両地域の年貢徴収法の相違となつていると考えられるのである。

ところで、第一期の石高高辻の年貢割付状において、秩父郡の村々では石高厘取法（反取法併用方式）が用いられ、先きの緑野郡の村々では石高厘取法（永高損免法併用方式）と石高厘取法（諸引石高方式）（「一石當取永法（諸引石高方式）はこの簡易計算式」が用いられたが、

この三つの年貢徵収法によつて実際に徵収される年貢量にどのような差異が生ずるのであらうか。表5のように史料26の野巻村の元禄二年（一六八九）の年貢割付状の石高厘取法（反取法併用方式）を例として、浮役臨時を除いて、条件「永高、石高年貢率、諸引（相互に換算）」と同じにして他の二つの年貢徵収法を試算して、比較検討することとする。

(1) 石高厘取法（反取法併用方式）

まず表5の(1)の石高厘取法（反取法併用方式）についてみると、前半の(7)石高厘取法の部分は永高三〇貫七六〇文、石高年貢率六割二分七厘六毛で、此取永高（年貢高）は三八貫六〇八文となる。後半の(7)反取法の部分は等級別田畠等反別から諸引を引き、それに各反取永を掛けた各此取永高の和が取永合三八貫六〇八文（内四貫九九四文は上木）で、これが年貢高になる。ここでは(7)石高厘取法による此取永高（年貢高）三八貫六〇八文が、そのまま(7)反取法による取永合（年貢高）三八貫六〇八文に置き換えられているのである。いいかえれば、同数に置き換えられるように等級別田畠等反別の反取永は調整されているのである。

したがつて、秩父郡の年貢徵収法は寛文四年（一六六四）に永高損免法から反取法に變つたといつても、それは(7)石高厘取法によつて算出された此取永高（年貢高）をそつくりそのまま(7)反取法による取永合（年貢高）に置き換えたわけである。重要なのは、石高年貢率をいくつに設定するかによつて此取永高（年貢高）は決定され、

等級別田畠等反別の反取永はこの此取永高（年貢高）と全く同じ取永合（年貢高）に置換できるように調整され決められているのに過ぎない。年貢高の増減は石高年貢率によつて決定され、反取永はそれに合わせて上下されているに過ぎないのである。

(2) 石高厘取法（永高損免法併用方式）

次に表5の(2)の石高厘取法（永高損免法併用方式）についてみることとする。前半の(7)石高厘取法の部分は同じ永高三〇貫七六〇文、石高年貢率六割一分七厘六毛、此取永高（有高）三八貫六〇八文である。これは(1)の石高厘取法（反取法併用方式）の前半部分と全く同じである。しかし、後半の(1)永高損免法の部分は此取永高（有高）三八貫六〇八文から諸引一貫九二五文（諸引反別を諸引永高に換算）を差し引いた残永高三六貫六八三文が年貢高になる。

永高損免法では、損免引や諸引がある場合、此取永高が即この年の年貢高とはならず、必ず此取永高（有高）からそれらを差し引かなければならぬので、その分だけ残永高（年貢高）は減少するのである。したがつて、反取法併用方式の此取永高（年貢高）三八貫六〇八文と比較すると、永高損免法併用方式の残永高（年貢高）は諸引分の一貫九二五文だけ少ないことになる。いいかえれば、条件（永高、石高年貢率、諸引）が同じであるなら、反取法の方が永高損免法よりも高い年貢を徵収することができる厳しい年貢徵収法なのである。

(3) 石高厘取法（諸引石高方式）〔一石当取永法（諸引石高方式）〕

を含む】

最後に表5の(3)石高厘取法（諸引石高方式）についてみると、する。一石当取永法（諸引石高方式）はこの簡易計算式なのでここに含まれるものとする。この石高厘取法は諸引を石高で引くので今までの石高厘取法と計算式は一部異なるが、同じ永高三〇貫七六〇文、石高年貢率六割二分七厘六毛、諸引四石八斗一升三合（諸引永高を諸引石高に換算）で試算すると、此取永高（年貢高）は三七貫四〇二文となる。この年貢高は永高損免法の三六貫六八三文よりは七一九文多いが、反取法の三八貫六〇八文よりは一貫二〇六文少ないことになる。また、反取法と永高損免法との年貢高の差は一貫九二五文である。

以上のことから、第二期の石高高辻の年貢割付状のうち、年貢量の多い年貢徵收法は、①石高厘取法（反取法併用方式）、②石高厘取法（諸引石高方式）（一石当取永法（諸引石高方式）を含む）、③石高厘取法（永高損免法併用方式）の順になる。

緑野郡三波川村と下山村の代官平岡次郎右衛門が元禄四年（一六九一）から、譲原村の代官岡田庄太夫が元禄八年（一六九五）から揃つて石高厘取法（永高損免法併用方式）を石高厘取法（諸引石高方式）に年貢徵收法を転換したのは、それぞれ年貢の増徴をはかつてのことであった。こうして緑野郡三村の年貢徵收法は永高損免法併用方式により年貢量の多い諸引石高方式に統一されてきたが、それは未だ反取法併用方式には及ばなかった。代官たちは緑野郡の村々

に対しても反取法を併用したかったに相違ないが、慶長三年（一五九八）以後に新検地が実施されていなかつたので、それは無理であった。反取法を適用するためには新検地を実施して等級別田畠等反別を把握することが不可欠であったのである。

そこでもう一度上野国に戻つてみると、緑野郡・甘楽郡の村々で新検地が実施されたのは元禄期に入つてからである。元禄四年（一六九一）四月には緑野郡落合新宿に、同九年（一六九六）十二月には同郡高山村に、同十一年（一六九八）三月には甘楽郡山中領上山郷・中山郷・下山郷の村々に実施例がみられるが、譲原村と三波川村は例外的に実施されなかつた。

第一期の永高高辻の時期、第二期の石高高辻の時期に前述の譲原等三か村と同じ年貢徵收法が行われた檜原村（群馬県多野郡上野村）についてみると、元禄十一年（一六九八）三月の「上野国甘楽郡山中領上山郷檜原村御検地水帳」では

上ノ手

三拾八間 拾武間半 下畠堀反五畝廿五歩 伊右衛門

などと、まず、小名と畠地一筆毎の縦横の間数、上中下等の等級別反別、所有者が記され、最後に

上畠六反五畝廿歩

此分米五石武斗五升三合 八斗代

などと、等級別畠地等の反別と斗代、此分米が集計され、檜原村一村は「畠屋舗合八拾壹町弐反四畝歩 此分米百九拾武石三斗七升三

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(一八)

合」と確定された。

翌元禄十二年(一六九九)十一月に幕府代官池田新兵衛が発給し

た橋原村の年貢割付状は次のようなものであつた。

史料28 元禄十二年橋原村年貢割付状⁸⁰⁾

上州甘樂郡上山郷
橋原村卯割付之事

一、高百九拾弐石三斗七升三合

此反別八拾壹町弐反四畝歩

此訛

上畠六反五畝廿歩

取永壹貫百八拾九文

中畠壹町四反八畝弐歩

取永弐貫三百九拾九文

下畠四町弐反八畝廿五歩

取永六貫百三拾弐文

下々畠九町弐反三畝廿弐歩

取永拾貫五百三拾壹文

山畠八町七反七畝廿五歩

取永五貫七百九拾四文

桑畠壹町四反三畝拾歩

取永六百七拾四文

楮畠拾五町八反弐畝廿壹歩

取永七貫四百三拾九文

四拾七文取

切代畠三拾八町壹畝拾壹歩

取永六貫八百四拾弐文

拾八文取

屋敷壹町五反弐畝拾四歩

内拾歩 白井御闕所番敷引

残壹町五反弐畝四歩

取永弐貫八百九拾壹文

百九拾文取

小以永四拾三貫八百九拾壹文

外

一、永六拾五文

百姓林錢

一、永拾文

此反別弐町壹反七畝拾五歩

三文取

百六拾弐文取

一、永九拾弐文

一、永六百三拾三文

紙舟役

百四拾三文取

一、永九拾弐文

絹壳出

一、永五百六拾八文

綿壳出

一、永百四拾弐文

紙壳出

小以永壹貫五百拾文

永三拾八文

右納次第

此莊壹斗九升弐合

荘納

大豆納

此大豆三斗八升五合

永四拾五貫弐百八拾六文

金納

右之通、当御取ヶ惣百姓立会無高下致割、十二月十日限可皆済
若於令難済者急度可申付者也

元禄十二年卯十一月 池田新兵衛印

名主

惣百姓

この年貢割付状と検地帳とを比較してみると、元禄十一年検地で確定された反別や村高に基づいて年貢割付状が作成されていることが分かる。しかも年貢割付状は「此訳」以下に示されている通り、反取法を用いて年貢を徴収しているのである。

この反取法による年貢割付状が秩父郡太田部村や野巻村等の元禄

二年（一六八九）の年貢割付状にみられたような石高厘取法（反取法併用方式）であったのであろうか。今のところ、緑野郡や甘楽郡の村々では石高厘取法の年貢（此取永高）をそつくり反取法による年貢（取永合）に置き換える石高厘取法（反取法併用方式）を明記した年貢割付状は見当らない。しかし、秩父郡太田部村や野巻村の石高厘取法（反取法併用方式）の年貢割付状も表8イ・ウ第一期の

通り、石高厘取法の部分を詳細に記載したのは元禄二年だけで、翌三年から次第に記載項目を減らし、元禄九年以後は石高と反別を記すだけとなる。「此訳」以下の反取法の部分も合せてみると、檜原村の元禄十二年の年貢割付状の型式は、元禄九年以後の太田部村や

野巻村のそれと全く同じである。したがって、檜原村の元禄十一年検地後の年貢割付状は石高厘取法の部分を省略してあるが、実は石高厘取法（反取法併用方式）のものとみて差し支えないものと考えられる。仮りにこの徴収法で試算すれば、石高厘取法の部分は永高三八貫四七五文×五石＝石高高辻一九二石三斗七升三合×年貢率〇・五七〇三九＝此取石高一〇九石七斗二升八合・二石五斗＝此取永高四三貫八九一文になる。此取永高（年貢高）四三貫八九一文を反取法の部分の小以永（年貢高）四三貫八九一文に反取永を調整してそつくり置き換えたことになる。

とすれば、緑野郡や甘楽郡の村々に対しても幕府代官池田新兵衛は、元禄十一年検地によって石高高辻や等級別田畠等反別を把握し、最も年貢を多量に徴収することのできる石高厘取法（反取法併用方式）をついに実現したと考えられるのである。こうして、元禄検地以後は緑野郡や甘楽郡の村々でも秩父郡の村々と同様に、当時最高の年貢徴収法である石高厘取法（反取法併用方式）によって年貢が徴収されるようになったのである。

（三）、年貢物の実態

1、第一期永高高辻の年貢請取状

秩父郡の村々についても第一期永高高辻の年貢請取状によつて納入された年貢の実態について検討することとする。秩父郡の最古の

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵取政策とその後の変遷(一) (小澤)

(二〇)

年貢請取状は天正二十年(一五九二)四月二十九日付で伊奈忠次の手代三輪忠左衛門等三人が肝煎衆加藤雅樂之助等に発給した次のものである。

史料29 天正二十年横瀬郷年貢請取状⁸¹

横瀬郷卯歳之御成ヶ之事

合百六拾五貫八百七拾壱文者 定納

但此内壹貫弐百文ハ山手ニ大宮ヲ出ル也

右永樂錢三而請取納候者也、仍如件

天正廿年壬辰 三輪忠左衛門(花押)(黒印)

四月廿九日 駒井新兵衛(花押)(黒印)

きもいり衆 奥采女正(花押)(黒印)

加藤雅樂之助殿

同

同名將監殿

同

阿佐美李助殿

其他

御百姓中

ここでは、一六五貫八七一文の年貢を村内の有力者である肝煎衆

加藤雅樂之助等を通して永樂錢で上納させているのである。秩父郡の村々では今の所天正検地は確認されていない。しかし、史料24の野巻村の文禄三年の坪入帳のように永高を一段に記載し、上段の永

高が文禄三年以前の検地永高を意味すると理解されることはや、前述の通り同様に永高を二段に記載した譲原村の文禄三年の坪入帳のある上野国緑野郡においては、天正十九年二月六日付の「上州緑郡中大塚屋敷縄打水帳」が存在することによつて、天正十九年検地の実施が裏付けられることからすれば、秩父郡においても天正十九年検地が実施され、それに基づいてこの年貢請取状は発給されたものと考えて差し支えないようと思われる。

次に、秩父郡で年貢請取状の型式が整い、その内容がはつきりしてくるのは寛永年間からである。表9ア・イ・ウによると、その最初の年貢請取状は寛永元年(一六二四)十二月二十八日付で、伊奈半十郎忠治の手代大河内与兵衛が大宮村(秩父市)宛に発給したものである。これが今の所上野国緑野郡を含めて、代官頭伊奈氏のこの形式の年貢請取状の最初のものである。年貢割付状と合せて掲げることとする。

史料30 寛永元年大宮村年貢割付状⁸²

子ノ歳御年貢可納割付之事

一、永四百拾六貫百七拾四文 高辻

此内

六百五拾五文

河かけ二引

六拾文

満光寺道二引

七拾三貫文

田付荒二引

九貫九百七十四文

損免三分引

残三百三拾貳貫四百八拾五文 子ノ納

永二貫七文

綿うり出し
役綿本わり共ニ

此外
永式十壹文

改出し

右如此相定候上者、十一月廿日切而急度可致皆済候、若其過
於無沙汰者譴責を以て申付者也、仍如件

寛永元年

伊奈 半十 御印判

寛永元年

大河内与兵衛

同壹貫貳百文
合六貫四拾六文 此外口銭済 御印判

山銭

子十一月七日

大河内孫十 御印判

寛永元年

御印判

名主百姓中

史料 31 寛永元年大宮村年貢請取状⁸³

秩父 大宮村

子ノ年御年貢請取事

永四貫八百六拾壹文

綿之本代

同七百五拾文

ゑにて納

此ゑ三石七斗五升

漆にて納

同式貫五百四拾壹文

金にて納

此漆三貫六百三拾目

同三百式拾四貫三百卅三文

金にて納

合三百三拾貳貫四百八拾五文

金にて納

此外口銭^{〔味消〕}せん済 御印判

改出し

永式拾壹文

此外口せん済 御印判

此外うきやく

等の現物納があるのは上野国緑野郡や相模国津久井領の山間部の村々と同じである。

この本途の外に浮役として、綿うり出し、役綿本わり共二、うきやく、山錢等の六貫四六文を上納していた。秩父郡でも緑野郡と同様に、浮役臨時は年貢割付状には記載されていなくても、寛永年間にすでに上納していたのである。

表9イの太田部村、表9ウの野巻村の例によると、本途の内の綿

本代之納、漆納、荘納、本途外の浮役臨時は固定していたのに対し

金納部分だけが損免引や諸引、高外納等の有無により毎年のように変化していた。金納率は太田部村が九割七分から九割九分、野巻村が八割五分から九割で、概して緑野郡の村々より高率であった。

ところで、このような地域の産物による現物納は古く後北条氏時代にもみられたものである。秩父郡は山の根筋といわれ、耕地の乏しい島地中心の山間の土地であったことから、北条氏邦時代の鉢形領内の秩父地方は米麦等の穀物類の生産は僅少で、綿・漆・紙・炭等の雜公事の課役があつた。元亀二年（一五七二）卯月七日付の北条氏邦印判状には次のような例がある。

史料32 元亀二年北条氏邦印判状^{〔84〕}

御赦免條々

一把 編

半分 漆

三艘 舟役

五人 人足
以上

二月廿七日、石間谷江敵動候処^{〔85〕}、各々出逢、尽粉骨極高名候所、御感^{〔86〕}被思食候、彼為褒美、右役、長令免許候、弥有勇可走廻者也、仍如件

元亀二年未^{〔87〕}卯月七日

三山^{〔88〕}之

高岸対馬守との

北条氏邦は秩父郡石間谷（吉田町）における高岸対馬守の働きを賞して、綿一把・漆半分・舟役（紙漉き）三艘・人足五人分の諸役を免除しているのである。これによつて、秩父地方の在地土豪層は後北条氏時代から綿・漆・舟役を負担していたことが分かる。なお、後北条氏時代の雜公事をまとめてみると、表6のようになる。武蔵國秩父地方では綿・漆・舟役の他に炭（おこし炭、鍛冶炭）・鉛砂、上野国緑野郡北谷（群馬県多野郡鬼石町）では黄金・綿等を現物で上納していたのである。天正十八年（一五九〇）八月に関東の新領主となつた徳川氏もこれらの特産物に対する課税を引き継いだのである。

徳川家康領の支配に当たつた大久保長安は表7アのように文禄三年（一五九四）検地で、田畠屋敷の年貢の外に、野巻村にはわた（綿）代一二三〇目、大渕ノ村には綿代一八〇文目、黒谷村には綿代四〇〇目を賦課している。また、伊奈忠次は表7イのように慶長三年（一

五九八) 檜地で薄内中郷に対して七八一文目の綿と四艘の紙舟役を賦課しているのである。これらを受けて、表9ア・イ・ウの年貢請取状にみられるように、伊奈忠治・忠克等の代官頭伊奈家の代々も本途の中に綿本代之納、漆納、荏納等を、またこの外の臨時として絹ノ割、紙ノ割、綿ノ割、紬ノ割、浮役として役綿本代、右六割二分出、紙舟役本、右二割出、山錢、役漆、役炭、役礼敷板、役籠板等を賦課していたのである。

部村はこの年貢をどのように上納したかを同年の年貢請取状でみるとこととする。

史料33 寛文八年太田部年貢請取状⁽⁵⁾

太田部村御年貢永請取之事

一、永拾六貫六百八拾弐文 番方 申納辻本途

外口錢済

内五拾四文 荏三而納

此荏弐斗七升

一、永三貫三百弐拾文 外口錢済 浮役

一、永七百四拾四文 外口錢済 臨時

右者申年太田部村御年貢皆済、仍如件

寛文八年申

極月廿五日

伊奈左門代

蓑輪忠左衛門印

太田部村

名主百姓中

太田部村の寛文八年の年貢割付状(表8イ)は史料25に掲げた野卷村の寛文四年の年貢割付状(第二期D型II反取法)と同型式のものである。この年の高辻は永一六貫四八九文を石高八二石四斗四升五合に換算した後、畠の等級別反別から諸引を引いた残りに反取永を掛けて此取永高を出し、それを合算したものに屋敷分を加えた取永合一六貫六八二文が本途で、この外に浮役永三貫三〇文、臨時七四四文を加えた二〇貫七四六文がこの年の年貢高であった。太田

これによると、寛文八年の納辻である番方の本途永一六貫六八二文は五四文分を荏二斗七升の現物で納め、残りの一六貫六一八文(九割九分)を金納し、この外に割付状通りの浮役永三貫三〇文と臨時永七四四文を上納している。太田部村の現物納は荏だけであるが、野卷村は荏と漆である。第二期も荏や漆の現物納と、浮役臨時の小物成の年貢額は一定していく全く変化がなかつたので、年貢負担の増減は金納部分の増減で表わされることになる。伊奈左門の時代の

金納率は太田部村がほぼ十割、野巻村が九割から九割三分程であった。

以上のように、第一期永高高辻の年貢割付状「永高損免法、同(高外納方式)」が第二期石高高辻の年貢割付状「反取法、石高厘取法(反取法併用方式)」に変つたが、年貢物の実態は変化がなかつたのである。

(四) 年貢量の推移

以上のように、近世初期・前期の太田部村や野巻村等の武藏国秩父郡の村々は、代官頭伊奈忠次・忠治・忠克の代々と伊奈氏の手代官による第一期(慶長四年～寛文二年)は永高高辻を基準とする永高損免法、同(高外納方式)によって、伊奈左門等の後継代官による第一期(寛文四年～元禄期)は石高高辻を基準とする反取法、石高厘取法(反取法併用方式)によつて年貢を徴収されていたわけであるが、その年貢量はどのように推移したであろうか。表8の第一期永高年貢率と第二期取永合年貢率、表9の本途年貢率の項をもとにその推移をみるとこととする。

2、第二段階(第一期後期(寛永十五年～寛文二年))

この期間の年貢は二つの理由で増徴が行われている。その一つは寛永十五年(一六三八)の伊奈半十郎・大河内金兵衛の年貢割付状から本途の外に高外納が新規に賦課され、永高損免法(高外納方式)が断続的に実施されたことである。秩父郡の村々の場合、高外納率は二分から八分までで年により幅が大きかつたが、高外納のある年は緑野郡の場合と同様に損免引がなかつたので、年貢高はほとんどの場合一〇割を越えている。表8ア・イ・ウによると、野巻村の承応三年(一六五四)の例のように諸引二貫四六三文(水押引一貫二七文、川欠三三六文)と、特に諸引の多かつた年は二口合年貢率

大滝村(表8ア)の例のように損免引も諸引もなく、永高高辻ニ年貢高という年貢率一〇割の年もあつたが、ほぼ連年損免引や川欠等の諸引があり、年貢率は永高高辻の八割四分から九割六分程度であった。しかし、特に小鹿野郷では田方損免引一六貫八九〇文(他に川欠、蔵屋敷引が一貫三六五文)のあつた元和元年(一六一五)は七割、田方見捨引八〇貫二八〇文(他に川欠、蔵屋敷が一貫二四〇文)のあつた寛永九年(一六三二)は四割八分、大宮村では田付荒引七三貫文(他に川欠、道引が七一五文)のあつた寛永元年(一六一四)は七割九分と田方の災害による諸引の多い年は目立つて年貢率が減少している。²⁶なお、この期間の年貢はいずれにしても緑野郡の場合と同様に永高高辻の範囲内であった。

が永高高辻の九割六分という場合もあったが、この年を除いては、

高外納のある年は一〇割（渡瀬村の慶安四年）から一〇割七分（太田部村の寛永十五年）と、いつも一〇割を越える年貢が徴収されていた。

今一つは、秩父郡の村々では、表3のように伊奈半十郎忠治によつて寛永十二年・同十七年・慶安五年、伊奈半左衛門忠克によつて明暦元年・寛文二年と新検地が実施され、表4のようにいずれも慶長三年の検地永高高辻を越える新検地永高高辻が確定され、これに基づいて年貢が徴収されたことである。このため、秩父郡の新検地を受けた村々は、受けなかつた村々や慶長二年以後の新検地がなかつた緑野郡譲原村等に比べ、年貢が増徴されていたことになる。

このことを表4によつて具体的にみると、慶安五年検地の野巻村・上田野村・小柱村、明暦元年検地の大滝村・三沢村等の第一期の新検地永高に対する永高損免法による年貢率（b—B）は上田野村の九割二分から野巻村の一〇割（高外納分を除く）で、新検地永高の範囲内に收まつているが、慶長三年次の検地永高に対する年貢率（b—A）でみると、三沢村の一割から野巻村の一七割三分（高外納分を除く）までで、いずれも一〇割を越えている。したがつて、新検地が実施された秩父郡の村々の方が実施されていない村々や慶長三年以後の新検地のなかつた緑野郡譲原村等より重い負担を課せられていたことが分かる。

3、第三段階〔第二期（寛文四年～元禄期）〕

この期間は秩父郡の幕領代官となつた伊奈左門とその後継代官が寛文四年（一六六四）から今までの永高高辻に基づく永高損免法を石高高辻に基づく反取法、石高厘取法（反取法併用方式）へと、高辻の基準と年貢徴収法とを大きく転換して年貢の増徴を図つた時期である。

代官松平清三郎が元禄二年（一六八九）に発給した古大滝村や太田部村・野巻村の年貢割付状（表8アイウ第二期）によると、石高厘取法による年貢量は反取法による年貢量にそつくり置き換えられている。また、年貢量の推移でも分かる通り、石高厘取法の年貢率の低い年は反取法の反取永と取永合年貢率も低く、石高厘取法の年貢率の高い年は反取法の反取永と取永合年貢率も高く、両者は連動しているのである。

表8アの古大滝村は、明暦元年（一六五五）の新検地によつて新永高高辻は三八貫九〇四文ニ一九四石五斗二升（新大滝村が分村したため減少）で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年（一六六八）の四割六分七厘三毛、最高が貞享元年（一六八四）・四年・元禄二年（一六八九）の七割五厘二毛であつた。これを反取法に置き換えた場合取永合年貢率は最低が寛文八年の九割三分三厘一毛、最高が貞享元年・四年・元禄二年の一四割一分三毛であつた。したがつて、反取永も最低は寛文八年の上畠七一文、中畠五六六文、屋敷

八〇文、最高は貞享元年、四年・元禄二年の上畠一二八文、中畠九三文、下畠七三文、下々畠一〇文、屋敷一六〇文等であつた。

表8イの太田部村は、寛文二年(一六六二)の新検地による永永高辻は一六貫四八九文＝八二石四斗四升五合で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年の五割五厘九毛、最高が寛文十二年の八割八分一厘五毛であつた。これを反取法に置き換えた場合、永永合年貢率は最低が寛文八年の一〇割一分一厘七毛、最高が寛文十二年の一七割六分一厘九毛であつた。したがつて、反取永も最低は寛文八年の中畠五二文、下畠三七文、下々畠一文、上木畠三〇文、萩畠一〇文、最高は寛文十二年の中畠七五文、下畠五〇文、下々畠二五文、上木畠四〇文、萩畠一〇文、屋敷一二五文等であつた。

表8ウの野巻村は、慶安五年(一六五二)の新検地による新永高辻は三〇貫七六〇文＝一五三石八斗で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年の三割七分七厘八毛、最高が天和三年(一六八三)の六割五分二厘九毛であつた。これを反取法に置き換えた場合、取永合年貢率は最低が寛文八年の七割五分五厘七毛、最高が天和三年の一三割五厘八毛であつた。したがつて、反取永も最低は寛文八年の上々畠七七文、上畠七〇文、中畠五七文、下畠三七文、下々畠一〇文、上木畠二〇文、屋敷一二〇文、最高が天和三年の上々畠一六〇文、上畠一五〇文、中畠一〇〇文、下畠八〇文、下々畠二五文、上木畠四五文、屋敷一五〇文等であつた。

これらの三村を通してみると、各年の石高厘取法の石高年貢率の

高低と反取法の取永合年貢率は連動していて、その比は一対二である。この一対二という比は、石高厘取法が年貢高＝永高高辻×五石＝石高高辻×年貢率＝比取石高÷二石五斗＝比取永高の計算式で示され、永高高辻から石高高辻への転換は永一貫文＝五石替、此取石高から此取永高への転換は二石五斗＝永一貫文替で、永高を二倍にする仕法に対応するものである。したがつて、石高厘取法の石高年貢率一に対して、反取法の取永合年貢率一の比率で、全く同じ年貢量を徵収していることになる。

このため、石高厘取法(反取法併用方式)で大事なのは石高年貢率で、これをいくつに設定するかによって此取永高(年貢高)が決まるとともに、反取法の取永合年貢率と取永合(年貢高)も決まり、これらに合わせて等級別田畠等の反取永が調整され、上下されているのである。

ところで、これら三村の取永合年貢率の推移をみると、伊奈左門時代の寛文八年(一六六八)が最低であつた。寛文八年という年は緑野郡の譲原村が年貢割付状で日損畠免一三貫七五〇文、三波川村が同二一貫文、下山村が同二九貫九〇〇文と旱害による大きな損免引のあつた年である。したがつて、秩父郡でも同様の旱害があつたと考えられるが、秩父郡の村々は寛永十二年以後の新検地に基づいて反取法による年貢徵収が行われていたので、等級別田畠等の反取永を引き下げる形で年貢を減額し、依然として永高損免法による緑野郡の村々とでは異なつた対応をしたわけである。寛文八年のよう

な特別な場合を除き、取永合年貢率は、伊奈左門時代では古大滝村が一〇割三分から一二割二分、太田部村が一〇割一分から一三割一分、野卷村が九割一分から一二割三分であった。次の間瀬吉太夫・松田権兵衛・小池甚左衛門・松平清三郎時代では、古大滝村が一一割四分から一四割一分、太田部村が一割五分から一五割二分、野卷村が一〇割三分から一三割であった。

なお、これを慶長三年（一五九八）の旧永高高辻に対する取永合年貢率（表8イとウの第二期の取永合年貢率の上段）でみると、太田部村では寛文十一年（一六七二）から元禄三年（一六九〇）頃が一五割から一八割で、最高は寛文十二年の一八割六分五厘であった。

野卷村では、延宝五年（一六七七）から元禄四年（一六九一）までほぼ二〇割を越え、最高は天和三年（一六八三）の二二割六分七厘であった。慶長三年以後新検地のなかつた緑野郡譲原村等三村と比較した場合、耕地の増加量が不明なので一概に比較するのは難しいが、旧永高高辻に対する年貢量だけでみると、新検地のあつた秩父郡の村々の方が概して負担が多かつたことになるのである。

4、年貢の未進

以上のように、代官伊奈左門等が寛文四年から実施した石高高辻への転換による反取法、石高厘取法（反取法併用方式）は、秩父郡の村々の百姓たちに重い負担を課した。このため、村々では、この時期になると、上野国緑野郡の村々と同様に年貢の未進が続出した。

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷（二）（小澤）

表9の年貢請取状によつてみると、代官頭伊奈氏の代々等の支配した第一期（慶長四年～寛文二年）には秩父郡の村々はすべて年内に年貢の上納を終えているが、後継代官伊奈左門等の支配した第二期（寛文四年～元禄期）になると未進が多くなつた。

太田部村では、寛文四年と六年の年貢を寛文十年六月晦日に皆済し、野卷村では、寛文四年と五年の年貢を寛文十年八月二十一日に、寛文九年と同十年の年貢を寛文十三年二月十日に皆済している状態であった。しかし、今の所秩父郡では年貢の減免を求める史料は見当らない。

五、まとめ

上野国緑野郡譲原村等の村々と同様に、徳川家康領であった武藏国秩父郡の村々に対しても、代官頭大久保長安や伊奈忠次は天正十九年（一五九一）（推定）・文禄三年（一五九四）・慶長三年（一五九八）と繰返し永高制検地を実施し、改出しによる年貢の増徴を図った。特に伊奈忠次は慶長三年検地の田畠屋敷の合計永高を村々の高辻として確定し、翌慶長四年から毎年年貢割付状を発給、村々から一定の年貢を確実に徵収する体制を確立して徳川氏・幕府の財政的基礎を固めたと考えられるが、秩父郡最古の年貢割付状は今之所慶長八年（一六〇三）の皆野之郷宛のものである。

秩父郡の幕領村々の第一期（慶長八年～寛文二年）の年貢割付状は代官頭伊奈備前守忠次の代々とその手代代官の發給したもので、

その特徴は、緑野郡と同様に、村の高辻を慶長三年検地による永高で表記していることと、百姓取分として損免引を認めて永高損免法によつて年貢を徵収していることである。この年貢徵収法は表記の上では

A₀型 永高高辻＝当納 (年貢高)

A₁型 永高高辻－損免引＝残 (当納)

A₂型 永高高辻－諸引＝残 (当納)

A₃型 永高高辻－（損免引+諸引）＝残 (当納)

の四型式に分類されるが、これらは別個のものではなく、年により損免引や諸引を行うか否かによつて年貢割付状の表記形式が異なるのであって、年貢徵収法が異なるわけではないのである。損免率から年貢高を算出するこれらに共通したA型の基本計算式は次のよう

に一括される。

$$\text{年貢高} = \frac{\text{永高高辻} - \text{諸引}}{1 + (\text{1} \times \text{損免引})}$$

しかし、この年貢徵収法では永高高辻を越える年貢を徵収することはできなかつた。そこで代官頭伊奈氏は秩父郡においては二つの方法で年貢の増徴を図つた。

その一つは、緑野郡と同様に高外納を賦課することであつた。永高損免法（高外納方式）＝A型の基本計算式+高外納＝年貢高は緑野郡と同様に寛永十四年（一六二七）から実施されたと考へられるが、秩父郡では同年の年貢割付状が未発見で、今の所寛永十五年の

伊奈半十郎と大河内金兵衛が連署して発給したものが初見である。秩父郡でも高外納のある年には損免引がなく、この永高損免法（高外納方式）の導入によつて初めて慶長三年検地の永高高辻を越える年貢を徵収することが可能になり、永高高辻の一〇割から一〇割七分の年貢を課しているのである。

今一つは、秩父郡独自のもので、新検地を実施して村々の永高高辻を増額することであつた。伊奈半十郎忠治は寛永十二年（一六三五）と同十七年、慶安五年（一六五二）に、伊奈半左衛門忠克は明暦元年（一六五五）と寛文二年（一六六二）に秩父郡の村々に対し順次新検地を実施し、改出しにより永高を増額して、この新永高辻を基準に永高損免法・同（高外納方式）を用いて年貢を増徴したのである。

以上の第一期に対し、第二期（寛文四年～元禄期）の年貢割付状は支配替によつて新規に秩父郡の幕領代官となつた伊奈左門等の後継代官の発給したものである。その特徴は、村の高辻を永一貫文＝五石替により慶長三年検地永高や寛永十二年以後の新検地永高を石高辻に転換して、石高厘取法によつて年貢を徵収すると共に、新検地により把握された等級別田畠等反別に反取永を掛け、それらを合算する反取法を併用する石高厘取法（反取法併用方式）で年貢を徵収していることである。

松平清三郎の元禄二年（一六八九）の古大滝村や太田部村・野卷村の年貢割付状（表8ア・イ・ウ第二期）によると、石高厘取法に

よる年貢量は反取法による年貢量にそつくり置き換えられている。

また、年貢量の推移でも分かる通り、石高厘取法の石高年貢率が低

い年は反取法の取永合年貢率も低く、石高厘取法の石高年貢率の高い年は反取法の取永合年貢率も高く、両者は連動しているのである。

石高厘取法の石高年貢率の最低は寛文八年（一六六八）で古大滝村が四割六分、太田部村が五割、野巻村が三割七分、反取法の取永合年貢率の最低も寛文八年で古大滝村が九割三分、太田部村が一〇割

一分、野巻村が七割五分、石高厘取法の石高年貢率と反取法の取永合年貢率の最高は古大滝村が貞享元年（一六八四）・四年・元禄二

年の七割と一四割一分、太田部村が寛文十二年（一六七二）の八割八分と一七割六分、野巻村が天和三年（一六八三）の六割五分と一三割であった。これからすると石高厘取法の石高年貢率と反取法の取永合年貢率の比は常に一対一である。これは、永高を石高高辻に換算する時は永一貫文 $\frac{1}{2}$ 五石替、此取石高を此取永高に換算する時は二石五斗 $\frac{1}{2}$ 永一貫文替とすることによる。また、これを慶長三年の旧永高高辻の年貢率でみると、最高は太田部村が寛文十二年の一八割六分、野巻村が天和三年の一三割六分であった。

以上のように、石高高辻に転換された後の年貢は非常に厳しいものであったので、寛文年間には村々での年貢の未進が続発したのであつた。

四、おわりに

近世初期から前期にかけての上野国緑野郡と武藏国秩父郡における徳川領・幕領に残された年貢割付状や年貢請取状、検地帳等を分析した結果、代官頭伊奈氏の代々とその手代代官、及びその後継代官たちの年貢徵収政策は次のようにまとめ直すことができる。

第一時代 代官頭伊奈氏の代々とその手代代官時代（慶長四年～寛文二年）

この時代は、緑野郡においても秩父郡においても、代官頭伊奈備前守忠次・伊奈半十郎忠治・伊奈半左衛門忠克の代々と、伊奈氏の手代代官である成瀬権左衛門・杉浦五郎右衛門・富田吉右衛門・大河内孫十郎（金兵衛）等が、慶長三年（一五九八）の永高檢地で確定した高辻を基準にした第一期の永高高辻の年貢割付状を翌慶長四年から発給し、永高損免法によって毎年一定の年貢を継続して徵収する政策を開拓して、徳川氏・幕府の財政的基礎を確立、維持する体制を整えたことである。

この時代の永高損免法の年貢割付状は、第一期A型 \parallel 永高損免法（慶長四年～寛文二年）、第二期B型 \parallel 永高損免法（高外納方式）（寛永十四年～寛文元年、断続的に）の二型式に分類される。

第一期A型 \parallel 永高損免法の特色は慶長四年（一五九九）から寛永十三年（一六三六）までの三八年間連続して損免引が行わされている

ことである。この損免引や諸引の有無によって、このA型の年貢割付状は

A₀型 永高高辻＝当納（年貢高）

A₁型 永高高辻－損免引＝残（当納）

A₂型 永高高辻－諸引＝残（当納）

A₃型 永高高辻－（損免引+諸引）＝残（当納）

の四型式で表記されるが、損免率から年貢高を算出する計算式は次のようにまとめられる。

$$\text{第1期 A型の基本計算式} \quad \frac{\text{永高高辻}-\text{諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} = \text{年貢高}$$

この期間損免引が毎年連続して行われたのは、後北条氏に代つて

新領主となつた徳川氏がその支配を安定させるために、災害等によ

る諸引とは別に百姓に取分を認めたからである。これは、天正二十年（一五九二）の秩父郡横瀬郷の年貢請取状において、肝煎衆三人に「苗字」を付けたり、百姓に「御」の字を付けていたのと同様に、新領民への気遣いの現われであり、懷柔策の一つであったと考えら
れる。

次に、第一期B型＝永高損免法（高外納方式）は寛永十四年（一六三七）から新規に高外納という臨時の年貢が賦課されたことで、A型に対応させたB型の基本計算式は次のように表わされる。

$$\text{第1期 B型の基本計算式} \quad \frac{\text{永高高辻}-\text{諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} + \text{高外納} = \text{年貢高}$$

A型の計算式では永高高辻の範囲内でしか年貢を賦課することができるなかつたが、B型では永高高辻を越える年貢の増徴を行えるようになつた。また、高外納の賦課される年には諸引はあつても損免引はなく、以後損免引は断続的に実施され、当初の百姓懐柔策としての性格は薄くなつた。

このように損免引に代えて高外納を賦課して年貢を増徴することができるようになつたのは、中央における徳川将軍による江戸幕府の支配体制の確立と、寛永十八年（一六四二）の埼玉郡四条村や同二十年の秩父郡品沢村の五人組帳前書にみられる通り、在方における代官頭伊奈氏の在地支配体制の貫徹とを反映しているものと考えられる。

なお、この時代の両郡における相違点は、緑野郡の村々は慶長三年（一五九八）以後検地が実施されなかつたので、慶長三年検地で確定された永高高辻が一貫して使用されたのに對し、秩父郡の村々では次々と新検地が実施され、新永高高辻によつて年貢が賦課されたことである。

秩父郡の村々では、慶長三年（一五九八）以後、寛永十一年（一六三五）、同十七年、慶安五年（一六五一）、明暦元年（一六五五）、寛文二年（一六六二）と順々に新検地が実施され、等級別田畠等反別や新永高高辻等が定められた。代官頭伊奈氏の代々等は、等級別田畠等反別を直接年貢徵収に利用することはしなかつたが、新永高高辻は直ぐに年貢賦課の基準として年貢割付状に用いた。このため、

秩父郡の村々は新検地が実施され次第次々と増額された新永高高辻を基準に年貢を賦課され、慶長三年検地の永高高辻のままの緑野郡の村々より多くの年貢を負うことになったのである。

第二時代、後継代官時代（寛文四年～元禄期）

寛文四年（一六六四）に代官頭伊奈氏の代々等に代つて両郡の幕府代官となつたのは伊奈左門であつた。伊奈左門は新検地が実施され、等級別田畠等反別や新永高高辻等が定められた秩父郡の村々では、寛文四年（一六六四）当初から石高永高併記の第一期の石高高辻の年貢割付状を発給して、第二期D型Ⅱ反取法（寛文四年～元禄元年）で年貢を徴収した。

しかも、これは元禄二年（一六八九）に代官松平清三郎が発給し

た第二期E型Ⅱ石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）の年貢割付状の冒頭の「石高」に基づく石高厘取法の部分を省略して、後半の「右之内」の反取法の部分のみを表記したものと考えられる。石高厘取法（反取法併用方式）では、石高厘取法によつて算出した此取永高（年貢高）を、反取永を調整することによつて反取法による取永合（年貢高）にそのまま置き換えることができる。したがつて、伊奈左門は秩父郡の村々に対して寛文四年（一六六四）当初から石高厘取法（反取法併用方式）を用いていたと考えられる。

これに対し、伊奈左門は緑野郡の村々では、①寛文四・五年には永高表記の第一期C型Ⅱ永高損免法（浮役臨時方式）、②寛文六年には永高石高併記の第一期C型Ⅱ永高損免法（浮役臨時方式）、③

寛文七年からは石高永高併記の第二期A型Ⅱ石高厘取法（永高損免法併用方式）と、試行錯誤しながら種々の年貢割付状を発給して年貢を徴収した。

なぜかといえば、新検地が実施されていない緑野郡の村々では、新永高高辻や等級別田畠等反別が把握されていなかつたので、反取法を適用できなかつたからである。そこで、やむをえず慶長三年検地の永高高辻によつて、代官頭伊奈氏の代々等の年貢徴収法である永高損免法を継承して年貢を徴収したのである。しかし、できる限りの年貢の増徴をはかり、単なる永高損免法より年貢を増徴できる石高厘取法と永高損免法を組み合せた石高厘取法（永高損免法併用方式）を考案した。

こうして、伊奈左門が秩父郡村々に実施した石高厘取法（反取法併用方式）と、緑野郡村々に実施した石高厘取法（永高損免法併用方式）とは、その後代官の交替があつても両郡がほぼ同一の代官に支配されている元禄三年（一六九〇）までは継続して用いられた。ところが、元禄四年（一六九一）になると、代官平岡次郎右衛門は三波川村と下山村に石高厘取法（諸引石高方式）を用い、同五年に依田五兵衛は三波川村に一石当取永法（諸引石高方式）を用いた。こうして緑野郡の村々では代官が区々になつてくると、それぞれに異なつた年貢徴収法が用いられるようになつた。元禄五年（一六九二）の状況をみると、緑野郡の譲原村は代官山川金右衛門の石高厘

法(諸引石高方式)、三波川村は代官依田五兵衛の一石当取永法(諸引石高方式)である。秩父郡を加えると、太田部村や野巻村は代官松平清三郎の石高厘取法(反取法併用方式)である。

幕府代官はそれぞれ年貢の増徴を競い合うかのように様々な年貢徴収法を用いたが、これらに共通しているのは石高厘取法である。

石高厘取法は、基本的には永高×五石=石高高辻×年貢率=此取石高+二石五斗=此取永高の計算式で表わされ、永高を石高高辻に替える時には永一貫文=五石替、此取石高を此取永高に替える時には二石五斗=永一貫文替として、元の永高に対する年貢を倍増する仕法であった。この仕法は、早く寛永十三年(一六三六)に幕府代官市川孫右衛門によつて武藏国高麗郡高麗之郷(日高市)の年貢割付状に用いられていたものであった。そこで後継代官たちは、少しでも多くの年貢を徴収するために種々工夫をして、代官頭伊奈氏の代々等の永高損免法に替えて、みなこの石高厘取法を用いるようになつたのである。しかし、新検地による等級別田畠等反別等の把握の有無によって併用する方式が分かれ、年貢量に差異が生ずるのである。

この四方式を仮りに同じ条件「永高・石高年貢率・諸引(相互に換算)」で試算、比較してみると、年貢量の多いのは、①石高厘取法(反取法併用方式)、②石高厘取法(諸引石高方式)、「一石当取永法(諸引石高方式)」はここに含む)、③石高厘取法(永高損免法併用方式)の順になる。

元禄八年(一六九五)に譲原村の代官となつた岡田庄太夫が石高厘取法(永高損免法併用方式)を石高厘取法(諸引石高方式)に替えたのは少しでも年貢を多く徴収しようとしたためであろう。この結果、緑野郡の譲原村等三村の年貢徵収法はすべて慶長三年検地永高のままでは年貢を最も多量に徴収できる石高厘取法(諸引石高方式)に収斂された。さらに代官たちは、緑野郡の村々の年貢を引き上げるために、秩父郡の村々で用いられていた石高厘取法(反取法併用方式)へ転換したかった筈であるが、そのためには新検地による等級別田畠等反別の把握が不可欠であった。

そこで、上野国緑野郡・甘楽郡の村々では元禄期に次々と幕府代官によつて新検地が行われた。樺原村は元禄十一年検地で新石高高辻や等級別田畠等反別が確定され、翌十二年の池田新兵衛の年貢割付状から反取法によつて年貢が徴収された。これは秩父郡太田部村や野巻村の年貢割付状と比較して、石高厘取法の部分は省略してあるが、石高厘取法(反取法併用方式)によるものと考えられる。したがつて、ついに緑野郡や甘楽郡の村々に対しても幕府代官は秩父郡と同様に最も年貢量の多い石高厘取法(反取法併用方式)の年貢徴収法を適用することができたのである。

以上によつて、上野国緑野郡・甘楽郡、武藏国秩父郡の徳川領・幕領における、第一期永高高辻の年貢割付状時期の永高損免法から永高損免法(高外納方式)へ、第二期の石高高辻の年貢割付状時期への転換と、石高厘取法(永高損免法併用方式)から石高厘取法(諸

引石高方式) 並びに一石当取永法(諸引石高方式)へ、さらに石高厘取法(反取法併用方式)へという年貢徵取法の変遷は、幕府代官頭伊奈氏の代々とその手代代官、及びその後継代官たちによる一貫した年貢増徴政策であつたといえるのである。

註

- (54) 本稿で取り扱う秩父郡の徳川領・幕領の村々とは、秩父盆地側の村々を指し、外秩父側村々は含まれていない。
- (55) 新井家文書、(埼玉県立文書館蔵、写真版C七七五〇他)
- (56) 逸見家文書、(埼玉県立文書館蔵、写真版C四四七二他)
- (57) 和泉清司編『伊奈忠次文書集成』、加茂下仁編『秩父における文禄・慶長期の検地帳』、柿原謙一編『秩父地域絹織物史料集』、『大滝村誌』資料編二・六、『皆野町誌』資料編二・三、『神川町史』資料編、『荒川村誌』資料編、『吉田町史』資料編第一輯・第二輯、荒川村教育委員会編『井上家文書』(編者不詳)『秩父郡小柱村文書』表、等による。
- (58) 第二期D型=反取法は、後述する通り、元禄二年の第二期E型=石高厘取法(反取法併用方式)の年貢割付状(史料26)の石高厘取法の部分を記載せず、反取法の部分だけを記載したもので、実は第二期E型=石高厘取法(反取法併用方式)と同じであったと考えられる。
- (59) なお 上野国緑野郡では、慶長三年(一五九八)の検地で確定された水高高辻を基準に伊奈備前守忠次が慶長四年十月三日付で譲原村や三波川村に発給した年貢割付状が最古のものであつた。したがって、同様に慶長三年に検地が実施された秩父郡でも、この検地で確定された水高高辻を基準に慶長四年から伊奈備前守忠次の年貢割付状が発給されたと考えられるが、今のところ慶長四年から同七年までのものは発見されていない。
- (60) 野巻村逸見家文書 C四四七二
『大滝村誌』資料編二、四九頁
- (61) 編者不詳『秩父郡小柱村文書』壱、四頁
註(61) 同じ
- (62) 太田部村新井家文書 C七七五三
川村誌資料編、一九三頁
- (63) 大滝村のものは『大滝村誌』資料編一、四九頁。日野村のものは『荒川村誌』資料編、一九三頁
- (64) 太田部村新井家文書 C七七五三
『新編埼玉県史』資料編17近世8、七四頁と七九頁。なお、代官頭伊奈氏の在地からの年貢徵収の仕組等については、拙稿『関東郡代伊奈氏の在地支配組織』(『埼玉県史研究』第二六号、平成3年)参照
- (65) 太田部村新井家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C九〇七八他)
伊奈氏の在地支配組織(『埼玉県史研究』第二六号、平成3年)参照
- (66) 野巻村逸見家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C七三八他)
伊奈氏の在地支配組織(『埼玉県史研究』第二六号、平成3年)参照
- (67) 太田部村新井家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C七三八他)
伊奈氏の在地支配組織(『埼玉県史研究』第二六号、平成3年)参照
- (68) 野巻村逸見家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C七二六)
武藏国の天正検地は、「武藏国初期検地一覧」(和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』八七〇頁)によれば、多東郡等十一群の三三例が紹介されているが、いずれも面積表示は大半小・畠で記載したものである。秩父郡の永高検地は一例もない。
- (69) 野巻村逸見家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C七二六)
この事は、文禄三年三月二十八日の「児玉郡下阿久原村検地帳」(木村家文書)と慶長三年五月四日付の「武州児玉郡下阿久原之郷御坪入帳」(設楽家文書)(いずれもC七二六、埼玉県立文書館)、文禄三年四月一日付の「武州渡瀬之郷御坪入帳」と慶長三年四月十九日付の「武州秩父之内渡瀬之郷御地詰帳」(いずれも桜沢家文書、『神川町誌』資料編)、文禄三年五月二十三日付の「武州秩父郡太駄之郷御地詰帳」と慶長三年五月二十六日付の「武州秩父郡太駄之郷坪入御帳」(いずれもC七三七、埼玉県立文書館)とを比較しても同じ事が分かる。
- (70) 三波川村の飯塚馨家文書「慶長四亥年より御割付取永写」(群馬県立文書館)では寛文三年について「御割付相見不申」と記し、秩父郡野巻村の逸見家文書「御割付写」(C四四八一、埼玉県立文書館)では「寛文亥年寅・寛文三卯年 右両御割付不相渡候」と記している。しかし、秩父郡大滝村と三沢郷には伊奈半左衛門忠克の寛文二年十一月七日付の年貢割付状(『大滝村誌』資料編二、五〇頁)。『皆野町誌』

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(三四)

資料編三、一二七頁)がある。

(73・74) 野巻村逸見家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C四四八四、

C四四八二)

(75) 太田部村新井家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C四六七九)

(76) 忍藩秩父領割役松本家文書、写真版C三三五一 (埼玉県立文書館)

(77) 『兩神村史』史料編1、一六三頁

(78) 『大滝村誌』資料編1、一五八頁

(79) 黒沢馨家文書 (群馬県多野郡上野村檜原) (群馬県立文書館)

(80) 萩原龍夫・杉山博編 『新編武州古文書』上、六七七三頁

(81) 萩原龍夫・杉山博編 『新編武州古文書』上、六七七三頁

(82) 高野家文書 (秩父市立図書館蔵)

(83) 『新編埼玉県史』資料編6中世二、三三六頁

(84) 太田部村新井家文書 (埼玉県立文書館蔵、写真版C七七五一)

(85) 第一期後期でも、承応元年(一六五二)には渡瀬村では田荒引三貫九
六文、下吉田村では田免引一九貫五〇〇文があり、田方の災害による
諸引の多い年の年貢率は、それぞれ七割六分と七割三分で低かつた。
(86) 表8のイ太田部村とウ野巻村の第二期取水合年貢率は、上段が慶長
三年検地水高高辻、下段が太田部村は寛文二年、野巻村は慶安五年の
新検地水高高辻に対するものである。

表3 武藏国秩父郡における検地

検地実施年	西暦	検地役人	村名
天正 19 年	1591	不詳	(下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、大湖ノ村、黒谷)
文禄 3 年	1594	大久保石見守長安	[下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、大湖ノ村、黒谷]
慶長 3 年	1598	伊奈備前守忠次	[下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、太田部之郷、薄内中郷、長留之郷]、石間、白久
寛永 12 年	1635	伊奈半十郎忠治	柄谷、定峰、山田、横瀬、大宮、下影森、上影森
寛永 17 年	1640	〃	矢納、白久
慶安 5 年	1652	〃	大湖、黒谷、久那、別所、田村郷、藤田、寺尾、品沢、伊古田、堀切、小柱、野巻、久長、阿熊、下吉田、上飯田、中飯田、下飯田、薄、小森、伊豆沢、上小鹿野、下小鹿野、般若、長留、上田野、浦山、贊川、日野、小野原
明暦元年	1655	伊奈半左衛門忠克	三沢、下田野、井戸、岩田、風布、金尾、矢那瀬、本野上、中野上、野上下郷、藤谷瀬、金崎、皆野、大野原、柄谷、定峰、山田、横瀬、藤倉、河原崎、三山、日尾、石間、上吉田、古大滝、新大滝
寛文 2 年	1662	〃	金沢、上日野沢、下日野沢、太田部

註

村名の内、() を付けたものは、文禄 3 年検地帳の永高二段記載から実施を推定したものである。

村名の内、〔 〕を付けたものは、筆者の調査による。

村名の内、括弧の無いものは、『新編武藏風土記稿』に各年度の検地施行の記載のあるものである。

村名の内、下線を付けたものは、埼玉県立文書館や市町村史（誌）の資（史）料編、諸家の文書目録等で、検地帳の原本や写（一部又は全部）・記録等が確認できるものを示す。

表4 栃父郡村々の新旧検地高辻と年貢高比較表

村名	慶長3年検地高辻 (1598) A		新検地高辻 B	増加率 B/A	慶長3年検地高辻の内の年貢高 a	年貢率 b/A	新検地高辻の内の年貢高 b		年貢率 b/A	
	貴文	慶安5年 (1652)			貴文		倍	承応2年 (1653)	貴文	
野卷村	17,714		30,760	1.74				+高外納	30,760	1.00
上田野村	78,317	〃	104,694	1.34	正保3年 (1646)	74,275	0.94	万治2年 (1659)	96,544	0.92
小柱村	25,862	〃	34,359	1.33	慶安4年 (1651) +高外納	25,654	0.99	万治元年 (1658)	32,540	0.94
大滝村	40,339	明暦元年 (1655)	▲ 38,904	0.96						1.25
三沢村	73,652	〃	85,087	1.16	正保3年 (1646)	59,473	0.80	寛文2年 (1662)	81,365	0.95
太田部村	15,581	寛文2年 (1662)	16,489	1.06	寛永15年 (1638) +高外納	15,504	0.99	寛文5年 (1665)	16,788	1.01
						1.07			1.07	

註 ▲大滝村は、古大滝村と新大滝村に分村するが、明暦元年の高辻は古大滝村分のみ。

表5 各年貢徵収法の比較

(1) 石高厘取法（反取法併用方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状

⑦ 石高厘取法の部分

計算式 永高×5石=石高高辻×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（年貢高）

例 (30貫760文) × 5石 = 153石800合 × 0.6276 = 96石520合 ÷ 2石5斗 = 38貫608文

① 反取法の部分

計算式 (等級別田畠等反別－諸引) × 反取永 = 此取永高の和 = 取永合（年貢高）

例 (上々畠)	175,09	-	0,00	× 158文 = 2貫770文
(上 畠)	359,26	-	0,00	× 148 = 5, 326
(上郷分上畠)	162,01	-	0,00	× 128 = 2, 074
(中 畠)	412,27	-	15,10	× 98 = 3, 896
(上郷分中畠)	270,13	-	0,00	× 78 = 2, 109
(下 畠)	543,22	-	65,03	× 78 = 3, 733
(上郷分下畠)	735,24	-	23,00	× 58 = 4, 134
(下々畠)	3998,19	-	515,10	× 22 = 7, 663
(上木畠)	1,25	-	0,00	× 45 = 8
(屋敷)	126,21	-	0,00	× 150 = 1, 901
外に上木				4, 994

= 38貫608文

(2) 石高厘取法（永高損免法併用方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状の置換

⑦ 石高厘取法の部分

計算式 永高×5石=石高高辻×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（有高）

例 30貫760文×5石 = 153石800合 × 0.6276 = 96石520合 ÷ 2石5斗 = 38貫608文

① 永高損免法の部分

計算式 此取永高（有高） - (損免引+諸引) = 残永高（年貢高）

例 38貫608文 - (0 + 1貫925文) = 36貫683文

(3) 石高厘取法（諸引石高方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状の置換

計算式 永高×5石=石高高辻-諸引石高=残石高×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（年貢高）

例 30貫760文×5石 = 153石800合 - 4石813合 = 148石987合 × 0.6276 = 93石504合 ÷ 2石5斗 = 37貫402文

表6 後北条氏時代の雜公事

年 月 日	西暦	内 容	差 出 人	宛 名 人	出 典
永禄7 甲子6・18	1564	編役之事、如行之内ニ而被為買候公方綿四抱一廻御赦免候	三山	齊藤八右衛門	新編培玉県史資料編6 No405
(〃11) 戊辰12・6	1568	炭焼等諸役并閑津折木口、何も令免許候	三山	定峰谷炭燒中触口 齊藤八右衛門	同No522
元龜2 辛未卯・7	1571	御赦免条々、一把綿、半分漆、三艘舟役、五人人足	三山	高岸対馬守	同No681
〃3 壬申7・26	1572	知行方、六貫文定峰之内間々田分、三把役綿、先年依致忠信出置之者也	(北条氏邦印判)	齊藤八右衛門	同No738
(天正2) 甲戌9・1	1574	百卅俵炭廿六人分、此内七十八俵おこし炭、五十俵鍛冶炭	(北条氏邦印判)	齊藤八右衛門	同No824
(〃5) 丁丑10・20	1577	百束竹 真福寺分金子三部	(北条家印判)	井草細刑部左衛門分	同No932
(〃5) 丁丑10・20	1577	廿束しの増戸内蔵助、十五束同西涼坊	(北条家印判)	大田窪千葉分	同No933
(〃7) 亥 8・8	1579	桔梗根一俵、久野へ可進	篠岡彦兵衛尉	大井郷百姓中	同No1009
(〃11) 未 12・朔	1583	なまりすな武駄、鉛師并松田兵衛大夫代如申、可為取之旨被仰出者也	秩父左近	河津代官百姓中	同No1239
(〃17) 廿 8・29	1589	北谷当年貢錢を以黄金・綿此兩様調、御歳納可申	(北条氏邦印判)	北谷飯塚和泉守	同No1476

表7-ア 文禄3年の秩父郡村々永高検地帳

村名	武州秩父郡之内野巻村	武州秩父郡大淵村	(黒谷村)	武州渡瀬之郷
現在地	秩父郡皆野町	同左	秩父市	児玉郡神川町
検地年月日	文禄3.5.20	文禄3カ	文禄3カ	文禄3.4.2
高辻合	13,578 <small>貫文</small>	合 <small>貫文</small>	19,300 <small>貫文</small>	合 <small>貫文</small>
此内引	見落二引 140	見落二引 159	見落二引 910	荒落二引 529 <small>荒落二引 180</small>
定納残	13,438 <small>残而</small>	19,148 <small>残</small>	39,639 <small>残而</small>	85,158
此内已納	12,150	17,266	34,485	64,600
改出坪落共ニ	1,288	1,882	5,154	20,558
屋敷年貢改出	合 353	合 493	(1,888)	2,322
田方	595 <small>丈</small>	737	-	-
畠方	12,643	18,411	-	-
屋敷	353	493	-	-
合	13,791	19,641	-	-
右之外わた代	わだ(綱)代 130 ^甲	綱代 180 ^甲	此外綱代 400 ^甲	-
右之外除之なし	寺1間鍛冶1間	寺2間	寺2間	
山下弥兵衛	山下弥兵衛	角田 将監	山下弥兵衛	
内田小助	内田 千助	窪島六兵衛	内田 小助	
鳥村清次	鳥村 勝右	河井 新六	島村 清七	
高野善次	高野 谷次	成瀬作兵衛	高野 善治	
出典	埼玉県立文書館蔵 『皆野町史』資料編3 C9095	内田家文書 埼玉県立文書館蔵 『神川町誌』資料 編	桜沢家文書 『神川町誌』資料 編	

註 大淵村の検地帳は表紙に「慶長三年戊午六月六日武州秩父郡大淵ノ村地詰御坪入帳」とあり、黒谷村の検地帳は1枚目の表紙に「慶安六年壬子三月一日御水帳覚」、2枚目の表紙に「元禄7壬亥二月吉日秩父領御検地水帳」とあるが、奥書部分の記載項目と検地役人から文禄3年検地ではないかと推考される。

大淵村の記載項目と検地役人は隣村野巻村の文禄3年検地と完全に一致する。黒谷村の記載項目は渡瀬之郷の検地帳と、検地役人は上野国緑野郡議原村の文禄3年検地帳と一致する。

表7-イ 慶長3年の秩父郡村々永高検地帳

村名	武州秩父大田部之郷	武州秩父郡薄内郷	武藏国秩父郡長留之郷	武州秩父之郷	武州秩父郡大駄之郷	武州秩父郡下阿久原之郷
現在地	秩父郡吉田町	秩父郡兩神村	秩父郡小鹿野町	秩父郡皆野町	児玉郡神川町	児玉郡兒玉町
検地年月日	慶長3・4・24	慶長3・5・3	慶長3・5・16	慶長3・6・1	慶長3・4・19	慶長3・5・26
田畠合改出共	14,462 貢文	不作三引 48,888 河成二引 50	17,035 貢文	17,035 貢文	33,765 見落二引 18	76,115 見落二引 380
残・定納					33,747	75,070
屋敷合	1,112	925	2,120		2,083	2,689
田畠屋敷合・高辻	15,581	49,813	83,178	679	35,830	77,759
引						
残・定納						
此田皇屋敷本納	11,581	41,101	65,715	13,791	21,392	59,026
内田畠屋敷共改出	3,728	720	14,548	3,923	8,927	16,996
山地		見出 7,342			5,511	1,737
右之外		わた役 4そくかみ舟				
右之外除之		寺1間		寺2間	寺1間	
袴田七右衛門	さきさか三十	都築清□	新井忠左衛門	富田吉右衛門	永田甚右衛門	成瀬権助
新井忠左衛門	永田源十	中根久□	奈良惣次郎	鈴木勘兵衛	岡次	永田甚右衛門
栗田六右衛門	中村勘十	松野□猪口		奥喜兵衛	岡田次郎八	都筑権兵衛
検地役人	貝又八			河上重助	河西源承	平岩二藏
	九郎五郎				岡田五郎助	岡田五郎助
					岡次助	中根源助
出典	新井家文書 埼玉県立文書館蔵 C 9078	出浦家文書 『兩神村史』 史料編1	加茂下仁編『秩父における文禄 慶長期の検地帳』 C 9095	逸見家文書 埼玉県立文書館蔵 『神川町誌』 資料編	桜沢家文書 埼玉県立文書館蔵 C 737	文書館収集文書 埼玉県立文書館蔵 設楽家文書 埼玉県立文書館蔵 C 726

表8-7 秩父郡村々年貢割付状 第1期（慶長8年～寛文2年）

※型	年・月・日	村名	永高高社 A	引 永 高		残永高 B	※永高年貢率 B/A	高外納 C	高外納率 B+C A	二口合 二口合年貢率 B+C A	改出し	代官名	
				損 免	損免率								
1 A ₃	慶長8月10.27	皆野之郷	108,286	11,833	0.15	1,500	92,859	0.85			伊奈備前守		
〃	〃 9月9.17	上吉田之郷	157,037	16,769	上郷0.10 下郷0.15	900	139,368	0.88			〃		
〃	〃 11月10.9	三山村	131,952	7,395	0.06	1,304	123,253	0.93			〃		
〃	〃 16亥11.朔	上田野郷	78,317	5,120	0.07	50	73,147	0.93			杉浦五郎右衛門		
〃	〃 19寅極.20	小鹿野之郷	214,368	32,017	0.17 0.20	1,365	180,986	0.84			大河内孫十郎		
〃	元和元卯酉.11	〃	214,368	45,257	0.30	18,255	150,856	0.70			富田吉右衛門		
1 A ₀	寛永元子11.7	大滝村	40,339			40,339	1.00				大河内孫十郎		
1 A ₃	〃 元子11.7	大宮村	416,174	9,974	0.03	73,715	332,485	0.79			伊奈半十郎		
1 A ₁	〃 3寅酉.11	大滝村	40,339	1,175	0.03	39,064	0.96			21	〃		
1 A ₃	〃 4卯11.6	小鹿野之郷	214,368	3,948	0.07	1,165	199,255	0.92			伊奈半十郎		
〃	〃 9申酉.15	〃	214,368	28,060	0.28	81,520	103,788	0.48			大河内金兵衛		
〃	〃 10酉酉.10	小鹿野村	214,368	15,787	0.08	1,240	197,341	0.92			伊奈半十郎		
〃	〃 11戌酉.15	小鹿野之郷	214,368	15,232	0.08	8,740	190,396	0.88			大河内金兵衛		
1 B ₀	正保3戊酉.3	上田野村	40,339			40,339	1.00	2,017	(0.05)	42,356	1.05	1,750	〃
1 A ₃	正保3戊酉.3	上田野村	78,317	3,909	0.05	133	74,275	0.94			伊奈半十郎		
〃	〃 3戌酉.3	三沢村	73,652	8,772	0.20	5,407	59,473	0.80			〃		
〃	〃 4亥酉.13	渡瀬村	91,654	5,724	0.10	11,661	74,269	0.81			〃		
1 B ₀	慶安2己酉.3	日野村	49,405			49,405	1.00	988	(0.02)	(50,393)	1.01	588	〃
1 B ₂	〃 4卯10.3	渡瀬村	91,654			5,269	86,385	0.94	6,047	0.07	92,432	1.00	〃
〃	〃 4卯10.3	小柱村	25,862			208	25,654	0.99	1,283	0.05	26,937	1.04	〃
1 A ₃	承応元辰酉.10	渡瀬村	91,654	17,144	0.20	4,354	70,156	0.76			〃		

◎型	年・月・日	村名	水高高社 A	引 水 高		残水高 B	◎水高年貢率 $\frac{B}{A}$	高外納 C	高外納率	二口合 B+C	◎二口合年貢率 $\frac{B+C}{A}$	此外 改出し	代官名
				損 免	損免率								
1 A ₃	承応元辰11.10	下吉田村	290,941 支	47,005 支	0.20	19,105 支	214,831 支	0.73					伊奈半十郎
1 B ₀	明暦元未霜1.10	大滝郷	38,904			38,904	1.00	717 支	(0.01842)	39,621 支	1.01		伊奈半左衛門
1 A ₃	万治元戌霜1.12	小柱村	34,359	1,500	(0.04609)	319	32,540	0.94					"
1 A ₁	" 2亥10.29	大滝村	38,904	3,000	(0.08355)		35,904	0.92					"
1 A ₃	万治2亥10.29	上田野村	104,694	7,500	(0.07768)	650	96,544	0.92					"
1 A ₀	寛文元丑11.9	大滝郷	38,904				(38,904)	1.00					伊奈半左衛門代 伊奈半左衛門助
1 A ₂	" 元丑11.9	小柱村	34,359			344	34,015	0.98					"
"	" 元丑11.9	大瀬村	28,787			101	28,686	0.99					"
1 A ₁	" 2寅霜7	大滝村	38,904	1,500	(0.040102)		37,404	0.96					伊奈半左衛門
1 A ₃	" 2寅11.7	三沢郷	85,087	3,300	(0.040557)	352	81,365	0.95					"

表8-ア 株父郡村々（古大滝村）年貢割付状 第2期（寛文8年～元禄6年）

型 年・月・日	永高 A	石高 a	反別 $\frac{1}{b}$	石高 年賛率 $\frac{1}{b}$	此取 石高 b	此取 永高 B	上畠			中畠			下畠			下々畠			上木畠			屋敷			高外			取永合			※ 取永合 年賛率 $\frac{1}{A}$			臨時 浮袋			納合			※ 納合 年賛率 $\frac{1}{B+D}$			代官名		
							熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟	熟 熟																		
2D 寛文8田翁15	38,904	194,520		(0.4673)	(90,742)	(36,297)	71	2,442	56	8,095	44	11,130	16	8,289	110	322	80	2,419	3,501	36,297	0.93	6,097	(42,394)	1.08	伊奈左門																				
〃 12子翁15	38,904	194,520		(0.5579)	(108,515)	(43,406)	105	3,604	75	10,761	55	13,784	15	7,706	50	140	120	(3,850)	3,561	43,406	1.11	6,097	(45,503)	1.27	"																				
〃 延宝2寅翁15	38,904	194,520		(0.5171)	(100,587)	(40,235)	100	3,432	70	10,043	50	12,531	13	6,678	50	146	120	3,844	3,561	40,235	1.03	6,097	(46,332)	1.19	"																				
〃 5巳12.5	38,904	194,520		(0.6149)	(119,620)	(47,848)	125	4,290	85	12,195	65	16,290	20	10,275	55	161	130	4,164	3,561	47,848	1.22	6,097	(53,945)	1.38	"																				
〃 8申翁15	38,904	194,520		(0.6149)	(119,620)	(47,848)	113	3,879	80	11,478	60	15,037	18	9,247	56	164	140	4,485	3,561	47,848	1.22	6,971	(54,818)	1.40	"																				
〃 天和元酉11.-	38,904	194,520		(0.6434)	(125,155)	(50,062)	120	4,119	85	12,196	65	16,290	18	9,247	56	164	140	4,485	3,561	50,062	1.28	6,971	(57,033)	1.46	間瀬吉太夫 松田又兵衛																				
〃 貞享元子11.-		194,520		(0.7052)	(137,170)	(54,868)	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	164	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	(61,839)	1.58	松田又兵衛																				
〃 4卯10.-		194,520		(0.7052)	(137,170)	(54,868)	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	164	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	(61,839)	1.58	小池甚五郎																				
2E 元禄2巳10.-		194,520	9837,06	(0.7052)	137,170	54,868	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	144	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	61,839	1.58	松平清三郎																				
〃 6酉10.-		194,520	9837,06	(0.5718)	111,235	(44,494)	101	3,467	73	10,474	57	14,285	15	7,706	56	164	160	4,837	3,561	44,494	1.14	6,971	51,465	1.32	"																				

上、中、下、下々畠の諸引(亥水押川)は寛文12年から元禄6年までのものにみられる。元禄2年以後にある「右納次第」は省略した。

表8-イ 太田郡村年貢割付状 第1期(寛永15年~万治2年)

※型	年・月・日	永高高辻 A	引水 高			残水高 B	※ 永高年貢率 B/A	高外納率 C	高外納率 B+C	二口合 二口合年貢率 B+C/A	此外改出 レ	代官名	
			損免	損免率	諸引								
1 B ₂	寛永15寅霜.朔	15.581				77	15.504	0.99	1,280	(0.08325)	16,784	1.07	伊奈半十郎 大河内金兵衛
"	" 17辰10.一	15.581				77	15.504	0.99	930	(0.05998)	16,434	1.05	伊奈半十郎
"	" 18巳10.25	15.581				77	15.504	0.99	620	(0.03998)	16,124	1.03	"
1 A ₃	" 19午霜.2	15.581	3,095	(0.25)		107	12,379	0.79					"
1 B ₂	正保2酉霜.3	15.581				107	15,474	0.99	774	0.05	16,248	1.04	"
1 A ₃	" 3 戊霜.3	15.581	1,547	0.10		107	13,927	0.89					"
"	" 4 亥霜.3	15.581	1,547	0.10		107	13,927	0.89					"
1 B ₂	承応3午11.3	15.581				271	15,310	0.98	765	(0.04996)	16,075	1.03	伊奈半左衛門
"	明暦2申10.11	15.581				157	15,424	0.98	700	(0.04538)	16,124	1.03	"
1 A ₃	万治元戌霜.13	15.581	4,000	(0.3501)		157	11,424	0.73					"
"	" 2 戌10.29	15.581	2,300	(0.1837)		764	12,517	0.80					"

表8-1 太田部村年貢割付状 第2期 (寛文5年～元禄16年)

型 年・月・日	永 高 A	石 高 a	反別 $\frac{b}{a}$	石高 年貢率 $\frac{b}{a}$	此取 石高 永高 B	中畠 戻歩 320.26	下畠 戻歩 1148.22	下々畠 戻歩 7167.20	上木畠 戻歩 72.04	萩畠 戻歩 3.00	屋敷 戻歩 101.13	高外 戻歩 上木	取合 年貢率 $\frac{B}{A}$	臨時 納合 年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名				
2 D 寛文5已霜.15	16,489	82,445	(0.5091)	41,970	(16,788)	60.1,920	40.4,589	10.7,166	30.216	10.3	120	1,217	1,677	16,788	1.07	1.26	伊奈左門		
〃 7未霜.15	16,489	82,445	(0.6355)	54,045	(21,618)	75.2,240	50.5,736	15.10,749	30.217	10.3	120	1,217	1,456	21,618	1.38	4,064	(25,682)	1.55	"
〃 8申霜.15	16,489	82,445	(0.5059)	41,705	(16,682)	52.1,664	37.4,244	11.7,882	30.216	10.3	120	1,217	1,456	16,682	1.07	4,064	(20,746)	1.25	"
〃 9酉閏.10.25	16,489	82,445	(0.6555)	54,042	(21,617)	70.2,240	50.5,736	15.10,749	30.216	10.3	120	1,217	1,456	21,617	1.38	4,064	(25,681)	1.55	"
〃 10戌霜.8	16,489	82,445	(0.6284)	51,805	(20,722)	65.1,920	45.5,162	15.10,748	30.216	10.3	120	1,217	1,456	20,722	1.32	4,064	(24,786)	1.50	"
〃 11亥.11.10	16,489	82,445	(0.8751)	72,145	(28,888)	70.2,240	50.5,736	25.17,914	40.289	20.6	120	1,217	1,456	28,888	1.85	4,064	(32,922)	1.99	佐藤左衛門 芦澤右衛門
〃 12子.10.-	16,489	82,445	(0.8815)	72,672	(29,069)	75.2,400	50.5,736	25.17,914	40.289	20.6	125	1,268	1,456	29,069	1.86	4,064	(33,133)	2.00	島他5名
〃 酉宝8申11.26	16,489	82,445	(0.8078)	66,600	(26,640)	75.2,402	48.5,506	22.15,764	40.289	20.6	120	1,217	1,456	26,640	1.70	4,064	(30,704)	1.86	中与惣兵衛
〃 天和2戌11.-	16,489	82,445	(0.7775)	64,100	(25,640)	75.2,400	48.5,506	20.14,331	40.289	20.6	120	1,217	1,456	25,205	1.61	4,064	(29,269)	1.77	松田又兵衛 間瀬吉太夫
〃 貞享3寅11.-		82,445	(0.6098)	(50,292)	(20,109)	68.2,176	43.4,533	14.10,032	40.289	20.6	120	1,217	1,456	20,109	1.21	4,064	(24,173)	1.46	小池甚左衛門
〃 元禄元辰1. -	16,489	82,445	(0.7406)	61,063	(24,425)	73.2,336	48.5,506	19.13,615	40.289	20.6	120	1,217	1,456	24,425	1.56	4,064	(28,489)	1.72	"
2 E 2巳10.-		82,445	(0.7406)	61,063	24,425	73.2,336	48.5,506	19.13,615	40.289	20.6	120	1,217	1,456	24,425	1.56	4,064	28,489	1.72	松平清三郎
〃 3午10.-		82,445	(0.7406)	61,063	(24,425)	73.2,336	48.5,506	19.13,615	40.289	20.6	120	1,217	1,456	24,425	1.56	4,064	28,489	1.72	"
〃 4未10.-		82,445	(0.6883)	56,748	(22,639)	71.2,272	46.5,277	17.12,182	40.289	20.6	120	1,217	1,456	22,639	1.45	4,064	26,763	1.62	"
〃 5申10.-		82,445	(0.6883)	56,748	(22,639)	71.2,272	46.5,277	17.12,182	40.289	20.6	120	1,217	1,456	22,639	1.45	4,064	26,763	1.62	"
〃 6酉10.-		82,445	(0.5782)	47,670	(19,068)	57.1,824	37.4,244	14.10,032	40.289	20.6	120	1,217	1,456	19,068	1.22	4,064	23,132	1.40	"
〃 7戌10.-		82,445	(0.6251)	51,535	(20,614)	65.2,080	42.4,812	15.10,748	40.289	20.6	120	1,217	1,456	20,614	1.32	4,064	24,678	1.49	"
〃 8亥10.-		82,445	(0.6315)	52,062	(20,825)	68.2,176	43.4,933	15.10,748	40.289	20.6	120	1,217	1,456	20,825	1.33	4,064	24,889	1.50	"
〃 9子11.-		82,445	(0.6228)	51,350	(20,540)	66.2,112	42.4,818	15.10,697	40.289	20.6	120	1,217	1,401	20,540	1.31	4,064	24,604	1.49	關田右衛門
〃 10丑11.-		82,445	(0.6238)	51,430	(20,572)	67.2,144	42.4,818	15.10,697	40.289	20.6	120	1,217	1,401	20,572	1.32	4,064	24,636	1.49	"

型 年・月・日	水高 A	石高 a	反別	石高 年貢率 $\frac{b}{a}$	此取 石高 b	此取 永高 B	中畠		下畠		下々畠		上木畠		萩畠		屋敷		歩		高外		取永合		臨時		納合		代官名	
							320.26	1148.22	7167.20	72.04	3.00	101.13	高外	取永合	年貢率 $\frac{B}{A}$	高外	取永合	年貢率 $\frac{D}{B}$	浮役	B+D	納合 年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名								
2 E 元禄11寅11. -		石合 82,445	石合 8812.07	石高 年貢率 (0.5986)	石合 82,445 (49.355)	石合 8812.07 (19.742)	反取 取永高 59 1,883 37	取永高 4,244 15,697 40	取永高 2,602 8,575 40	取永高 14 87 20	取永高 6 120 20	取永高 120 1,217 19,742	取永高 1,26 1,19 4,064	取永高 1,26 1,19 4,064	取永高 23,806	1.44	關田五右衛門													
" " 12卯11. -		△ 83,551	△ 8832.09	(0.4548)	△ 83,551 (0.4548)	△ 8832.09 (0.6075)	△ 15,205 (50,760)	△ 57 1,82 35	△ 57 1,82 35	△ 14 8,575 40	△ 14 8,575 40	△ 20 6 120	△ 1,358 1,391 15,201	△ 1,358 1,391 15,201	△ 1,358 1,391 15,201	△ 0.97 4,064 19,265	1.15	"												
" " 13辰11. -		83,550	8832.09	(0.6075)	83,550 (42,680)	8832.09 (18,072)	83,550 (20,294)	62 1,984 39	62 1,984 39	14 4,474 15,690 40	14 4,474 15,690 40	20 6 120	1,470 1,391 20,304	1,470 1,391 20,304	1,470 1,391 20,304	1,30 4,064 24,368	1.45	"												
" " 14巳11. -		83,550	8832.09	(0.6072)	83,550 (50,735)	8832.09 (20,294)	83,550 (20,294)	62 1,984 40	62 1,984 40	14 4,555 15,611 40	14 4,555 15,611 40	20 6 120	1,458 1,458 20,294	1,458 1,458 20,294	1,458 1,458 20,294	1,30 4,064 24,358	1.45	細島市郎兵衛												
" " 15午10. -		83,550	8832.09	(0.6072)	83,550 (50,735)	8832.09 (20,294)	83,550 (20,294)	62 1,984 40	62 1,984 40	14 4,555 15,611 40	14 4,555 15,611 40	20 6 120	1,458 1,458 20,294	1,458 1,458 20,294	1,458 1,458 20,294	1,30 4,064 24,358	1.45	細伊左衛門												
" " 16未10. -		83,550	8832.09	(0.5975)	83,550 (49,925)	8832.09 (19,970)	83,550 (19,970)	59 1,883 38	59 1,883 38	14 4,327 15,611 40	14 4,327 15,611 40	20 6 120	1,458 1,458 加免280	1,458 1,458 加免280	1,458 1,458 加免280	1,28 4,064 加免280	1.45	"												

太田部村の中畠・下畠・下々畠の諸引(辰ノ川欠、元禄2年よりは跡々川欠)は寛文5年から元禄8年までは変らない。元禄9年以後は山崩等により増加するが、繁縝なので省略した。石高の項の△印は、「前々検地当地卯より高入」と記記されていることを示す。元禄2年以後にある「右納次第」は省略した。

表8-ウ 野巻村年貢割付状 第1期(承応2年~寛文元年)

型 年・月・日	水高 A	引 永 高			残永高 B	高外納 C	高外納 率 $\frac{C}{A}$	二口合 B+C	二口合年貢率 $\frac{B+C}{A}$	此外改出し	代官名	
		損 免	損免率	諸 引								
1 B ₀ 承応2巳霜. 3	30,760				(30,760)	1.00	1.00	31,633	1.03		伊奈半左衛門	
1 B ₂ " 3年11. 3	30,760				2,463	28,297	0.91	1,415	0.05	29,712	0.96	"
1 A ₂ 明暦元未霜. 10	30,760				336	30,424	0.98				"	
" " 2申10. 11	30,760				336	30,424	0.98				"	
1 A ₂ 万治元戊霜. 12	30,760	9,000	(0.45378)	1,927	19,833	0.64					"	
1 A ₃ " 2亥10. 29	30,760	2,500	(0.1008)	3,465	24,795	0.80					"	
" 3子霜. 2	30,760	3,000	(0.11311)	1,239	26,521	0.86					"	
" 寛文元丑11. 9	30,760	1,000	(0.03506)	1,239	28,521	0.92					伊奈半左衛門代 伊奈泰百助	
" 2寅												
" 3卯												

〔寛文元年寅、寛文三卯年、右兩御割付不相渡候〕

表8-4 野巻村年貢割付状 第2期 (寛文4年~元禄16年)

型 年・月・日	永高 A	石高 a	反別	石高 $\frac{1}{a}$	此取 石高 b	此取 永高 B	上々畠		上畠		中畠		下畠		下々畠		上木畠		屋敷		高外 上木 B	取水合 B	◎ 年貢率 A D	臨時 浮役 B+D	納合 年貢率 A D	代官名						
							熟 175.09	熟 521.27	熟 683.10	熟 1279.16	熟 398.19	熟 1.25	熟 126.21																			
2 D 寛文4辰霜15 30.760	133.800	石合	(0.4914)	75.580	石合	(30.232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	4	120	1,520	4,973	30.232	1.70	2,942	33.174	1.07	伊奈左門					
〃 〃 5巳霜15 30.760	133.800		(0.4914)	75.580	(30.232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	4	120	1,520	4,973	30.232	1.70	2,942	33.174	1.07	〃						
〃 〃 6午霜15 30.760	133.800		(0.4914)	75.580	(30.232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	4	120	1,520	4,973	30.232	1.70	2,942	33.174	1.07	〃						
〃 〃 7未霜15 30.760	133.800		(0.5311)	81.682	(32.673)	120	2,104	110	5,741	80	5,331	50	6,032	20	6,967	20	4	120	1,521	4,973	32.673	1.84	2,942	35.615	1.15	〃						
〃 〃 8申霜15 30.760	133.800		(0.3778)	58.112	(23.245)	77	1,350	70	3,653	57	3,798	37	4,464	10	3,483	20	4	120	1,520	4,973	23.245	0.75	2,942	26.187	0.85	〃						
〃 〃 9酉閏10.25 30.760	153.800		(0.4589)	70.577	(28.231)	120	1,776	110	4,817	80	4,415	50	5,501	15	5,225	20	4	120	1,520	4,973	28.231	1.59	2,942	31.173	1.01	〃						
〃 〃 10戌霜8 30.760	153.800		(0.4552)	70.012	(28.005)	115	2,016	105	5,480	75	4,997	50	6,032	10	3,133	35	6	120	1,520	4,973	28.157	0.91	2,942	31.099	1.01	〃						
〃 〃 11亥霜8 30.760	153.800		(0.4577)	70.392	(28.157)	115	2,016	105	5,480	75	4,997	50	6,032	10	3,133	35	6	120	1,520	4,973	28.157	0.91	2,942	31.099	1.01	〃						
〃 〃 12寅霜20 30.760	153.800		(0.4884)	75.115	(30.046)	120	2,104	110	3,959	80	3,181	55	2,632	13	4,528	40	7	125	1,584	4,974	30.046	1.69	2,942	32.988	1.07	〃						
〃 〃 13寅霜15 30.760	153.800		(0.4182)	72.015	(28.806)	115	2,016	105	3,779	75	2,982	50	3,293	45	1,559	65	1,758	40	7	125	1,584	5,012	28.806	1.62	2,942	31.748	1.03	〃				
〃 〃 14辰霜15 30.760	153.800		(0.5205)	80.047	(32.019)	125	2,191	115	4,138	85	3,379	60	2,872	15	5,225	40	7	125	1,584	4,974	32.019	1.04	2,942	34.961	1.13	〃						
〃 〃 15巳12.5 153.800			(0.5886)	90.532	(36.213)	145	2,542	125	2,025	80	2,163	60	4,277	20	6,967	45	8	135	1,710	4,974	36.213	2.94	2,942	39.155	1.27	〃						
〃 〃 6午霜15.15 30.067	153.800		(0.5886)	90.532	(36.213)	145	2,542	125	4,358	90	3,578	65	3,111	60	4,277	20	6,967	45	8	135	1,710	4,974	36.213	2.94	2,942	39.155	1.27	〃				
〃 〃 7未霜15 30.067	153.800		(0.6153)	94.630	(37.832)	150	2,630	125	2,025	80	2,163	60	4,277	23	8,012	45	8	145	1,837	4,974	34.964	1.17	2,942	39.155	1.32	〃						
〃 〃 8申霜15 30.067	153.800		(0.5883)	87.410	(34.964)	135	2,367	125	4,334	85	3,379	59	2,824	21	7,315	45	8	145	1,837	4,974	34.964	1.17	2,942	37.96	1.23	〃						
〃 〃 天和元酉11.15 30.760	153.800		(0.5855)	90.055	(36.022)	142	2,489	118	1,912	78	2,109	58	4,134	21	7,315	45	8	145	1,837	4,974	36.022	1.17	2,942	38.964	1.17	伊奈太夫又兵衛						
〃 〃 2戌11.15 30.760	153.800		(0.6381)	98.132	(39.253)	150	2,630	145	5,218	95	3,777	70	3,511	128	2,074	80	2,163	60	4,277	25	8,700	45	8	150	1,901	4,974	39.253	2.21	2,942	42.185	1.37	〃
〃 〃 3亥11.15 30.760	153.800		(0.6529)	100.412	(40.165)	160	2,805	150	5,398	100	3,976	80	2,163	60	4,277	25	8,708	45	8	150	1,901	4,974	40.165	1.30	2,942	43.107	1.40	〃				
〃 貞享元子11.15 30.760	153.800		(0.6276)	96.520	(38.608)	158	2,770	148	5,326	98	3,896	78	3,733	22	7,663	45	8	150	1,901	4,974	38.608	2.17	2,942	41.550	1.35	松田又兵衛						

(1) 表3-アの秩父郡村々は、和泉清司編『伊奈忠次文書集成』昭和56年、加茂下仁編『秩父における文様・慶長期の検地帳-資料編-』昭和60年、柿崎謙一編『秩父地域織物史料集』平成7年、『皆野町誌』資料編二、三、『大滝村誌』資料編二、六、『荒川村誌』資料編、『神川町史』資料編、『吉田町誌』資料編第一輯、第二輯、『井上家文書』(荒川村教育委員会編)『秩父郡小柱村文書』卷(編者不詳)、表3-イの太田部村は新井家文書写真版C4472他(同館蔵)による。

(2) ④の付いていない項目とその数値は年貢割付状によるが、()内の数値は筆者が補充したものである。但し、第2期の石高年貢率は小数点第5位を4捨5入して表示した。

(3) ④を付けた項目は筆者が設定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点3位以下を切り捨てて表示した。なお、太田部村と野巻村の第2期の取永合年貢率は、上段が慶長3年検地の永高高辻、下段が太田部村は寛文2年、野巻村は慶安5年の新検地永高高辻を分母Aとして算出したものである。

(4) 型区分は次の通りである。各型の下線部分が年貢割付状の基本的な記載項目である。

$$\begin{aligned}
 1A_0 &= 第1期 A_0 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} = \underline{\text{当納}} \quad (\text{年貢高}) \\
 1A_1 &= 第1期 A_1 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} - \underline{\text{損免引}} = \underline{\text{残}} \quad (\text{当納}) \\
 1A_2 &= 第1期 A_2 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} - \underline{\text{諸引}} = \underline{\text{残}} \quad (\text{当納}) \\
 1A_3 &= 第1期 A_3 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} - \underline{(\text{損免引} + \text{諸引})} = \underline{\text{残}} \quad (\text{当納}) \\
 1B_0 &= 第1期 B_0 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} = \underline{\text{残永高}} \quad (\text{有高}) + \underline{\text{高外納}} = \underline{\text{二口合}} \quad (\text{当納}) \\
 1B_2 &= 第1期 B_2 型 \quad \underline{\text{永高高辻}} - \underline{\text{諸引}} = \underline{\text{残永高}} \quad (\text{有高}) + \underline{\text{高外納}} = \underline{\text{二口合}} \quad (\text{当納}) \\
 \\
 2D &= 第2期 D型 \quad (\text{等級別田畠等反別} - \underline{\text{諸引}}) \times \underline{\text{反取水}} = \text{此取永高の和} = \underline{\text{取永合}} \quad (\text{有高}) + \underline{\text{浮役臨時}} = \underline{\text{納合}} \quad (\text{年貢高}) \\
 2E &= 第2期 E型 \quad \underline{\text{永高}} \times 5\text{石} = \underline{\text{石高高辻}} \times \underline{\text{石高年貢率}} = \underline{\text{此取石高}} \div 2\text{石} 5\text{斗} = \underline{\text{此取永高}} = [(\text{等級別田畠等反別} - \underline{\text{諸引}}) \times \underline{\text{反取水}} = \text{此取永高の和}] \\
 &\quad = \underline{\text{取永合}} \quad (\text{有高}) + \underline{\text{浮役臨時}} = \underline{\text{納合}} \quad (\text{年貢高})
 \end{aligned}$$

表9—ア 秩父郡村々年貢請取状 第1期

年・月・日	村名	水高 高辻 A	本				送	金納率 $\frac{B}{B}$	本送合 B	◎ 本送合 B A	小 物	成	納合 B+D	◎ 総合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	発給役人	
			貢文	縦本代納	漆納	此漆	莊納	此桂	金納b							
寛永元子	12.28 大宮村	416.174	貢文	貢文	貢文	此漆	莊納	此桂	金納b	0.97	△ 貢文	浮役	(税目)	合	貢文	大河内与兵衛
△ 4卯	12. 2 柄谷村	27.760	595			45	225	25.217	0.97	25.857	0.93				6.046 (338.531)	0.81
△ 5辰	12.29 大宮村	416.174	4.861	2.541	3.630	750	750	3.750	324.333	0.97	△ 貢文	浮役	浮役	6.046 (338.531)	1.337	
△ 8未	12.28 柄谷村	27.760	595						366.087	0.98	△ 373.488	0.89			6.046 (338.531)	6.046
△ 8未	12.28 柄谷村	27.760	595			25.018	0.97	25.613	0.92			1.337	役船 年貢納割	355.196	0.92	
△ 8未	12.28 蒔田村	58.408	441	夏之納 7,607		24					274 文	絹ノ割	170	役船・本等		
△ 9申	極.27 大竈村	40.339	311	6.027		10					332	紙・綿ノ割	1.344	役船・紙筋本割 (1,676)		
△ 12亥	12.22 大宮村	452.831	4.861	2.763	3.948			372.732	0.97	380.356	0.83			6.046 (338.531)	6.046 (338.531)	
△ 17辰	12.28 蒔田村	58.408	1.071			218	1.900	58.115	0.97	59.404	○ 1.01	760 線・紙・綿ノ割	570	役船・紙筋役本割	1.330	
△ 18巳	極.28 柄谷村	27.760	595			100	500	27.269	0.97	27.964	○ 1.00	585 線・紙・綿ノ割	752	△ 1.337 ▲ 29.351	1.05	
△ 18巳	極.28 蒔田村	58.408	1.071			218	1.900	57.116	0.97	58.405	○ 0.99	760 線・紙・綿ノ割	570	△ 1.330	59.735	
△ 19午	極.20 蒔田村	58.408	1.071			109	545	33.607	0.96	34.787	0.59	760	△ 570	△ 1.330	36.117	
△ 19午	極.20 日野村	49.405	637	7.500	10.715	90	450	29.179	0.76	△ 37.994	0.76	1.100 線・紙・綿・織割	2.885	△ 3.995	41.989	
△ 19午	極.20 小鹿野村	214.368	2.345	1.144	1.635	100	2.000	42.381	0.97	446.270	0.68	2.059 線・紙・綿ノ割	4.065	△ 6.124	152.394	
△ 21申	極.27 蒔田村	58.408	1.071			218	1.900	47.613	0.97	48.902	0.83	760	△ 570	△ 1.330	50.232	
正保4亥	極.一 小森村	76.552	1.295	469	670	286	1.430	64.303	0.96	66.353	0.86	1.488 線・紙・綿ノ割	5.159	△ 5.159 ▲ 外二役漆	6.647	
寛安2丑	極.20 上田野村	78.317	1.663	39.130	58.900	292	1.460	38.834	0.48	79.919	○ 1.02	460 線・綿ノ割	4.904	△ 4.904	5.811	
△ 3寅	極.一 小森村	76.552	1.295	469	640	286	1.430	76.284	0.97	78.334	1.02	1.488 線・紙・綿ノ割	5.159	△ 5.159	6.647	
△ 4卯	極.一 大宮村	452.831	4.861	2.763	3.947	1.644	8.220	465.697	0.98	474.965	○ 1.04	3.007 線・綿ノ割	3.039 役船	山錢	6.046 (338.531)	
承応2巳	極.20 蒔田村	1.017				224	1.120	70.936	0.98	72.177		727		604 役船・紙筋役本割	1.331	
△ 3午	極.一 蒔田村					224	1.120	75.232	0.97	75.456	○	727		604	△ 1.331	
明暦元未	極.一 上田野村					224	1.120	57.443	0.99	57.667	○	727		604	△ 1.331	
△ 元未	極.一 上田野村	78.317				328	1.640	58.379	0.57	100.667	○ 1.28	1.498		6.513 役漆	△ 8.011	

表9-ア 秩父郡村々年貢請取状 第1期

年・月・日	村名	水高高辻		本		逾		金納率 $\frac{B}{A}$	本達合 $\frac{B}{A}$	小		物	成	納合 $B+D$	納合各貢率 $\frac{B+D}{A}$	差給役人			
		貢文	納本代納	添納	此添	往納	此往			臨時	(税目)	浮役	(税目)	合					
明治元末	極一 三沢村	85,087				貢文	石合	貢文	77,261	0.90	77,535	○	1.530	5,431	84,496	0.99	大河内半兵衛 小島庄右衛門		
△元末	極一 大竜村	38,904			貢文	2,294	170	880	50,515	0.95	52,980	○	1.36	1,571	6,756	7277	61,262	1.57 伊奈半左衛門	
△2申	極一 藤田村						224	1,120	107,466	0.99	107,690		727		604	"	1,331	109,021 大河内半兵衛 小島庄右衛門	
△3酉	極一 藤田村						224	1,120	70,534	0.99	70,778		727		604	"	1,331	72,109 "	
万治元戌	12- 大宮村	452,831			貢文	日	2,763	3,900	1,644	8,220	434,794	0.98	439,201	0.96	3,200		2,846	俊總本割共 山役 6,046 445,247	大河内半兵衛 小島庄右衛門
△2亥	極一 小森村								254	1,270	96,655	0.99	96,909		1,460		6,739	8,199 105,108	0.98 "
△3子	極一 大竜村	38,904							140	730	35,758	0.99	35,904	0.92	894		5,203	△ 札敷板 6,097 42,001	1.22 "
寛文2寅	極一 小庄村	34,359					849	1,213	95	475	32,046	0.97	32,990	0.96	425		390	"	825 33,815 1.01 "

本途合の項の△印は、大宮村の寛永元年が「此外永貢拾壹文改出し、同五年が「此外永貢拾壹文新田」と記されていることを示す。また、日野村の寛永19年は、この内に「永五百八拾八文改出し」を含むことを示す。

納合の項の▲印は、柄谷村の寛永18年は「此外永五拾文改出也」と記されていることを示す。

表9-イ 太田部村年貢請取状 第1期 [永高高辻15貫581文(A)]

年・月・日	本		途		金納率 $\frac{b}{E}$	本途合 B	本運賃 A	臨時	時	浮	役	合 D	納合 B+D	輸合 B+A	輸合年賃 B+D	差給役人		
	総本代納	漆納	此漆	金納b														
寛永17辰 12.28	眞文 210	眞文 58	石合 290	眞文 16,166	0.98	16,434	○	1.05	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,498	1.31 大河内与兵衛
〃 18巳 極.28	210	58	290	15,856	0.98	16,124	○	1.03	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,188	1.29 "
〃 19午 極.20	210	29	145	12,140	0.98	12,379	0.79	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	16,443	1.05 "	
〃 20未 12. -	210	58	290	13,349	0.98	13,617	0.87	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,681	1.13 "	
〃 21申 極.27	210	58	290	13,194	0.98	13,462	0.86	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,526	1.12 "	
正保2酉 極.4	210	58	290	15,980	0.98	16,248	○	1.04	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,312	1.30 "
〃 3戌 極. -	210	58	290	13,659	0.98	13,927	0.89	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,991	1.15 "	
〃 4亥 極. -	210	58	290	13,659	0.98	13,927	0.89	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,991	1.15 "	
慶安元子 極. -	210	58	290	15,156	0.98	15,424	0.98	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,488	1.25 大河内伝之丞	
〃 2丑 極.20	210	58	290	15,464	0.98	15,732	○	1.00	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,796	1.27 大河内与物兵衛
〃 3寅 極. -	210	58	290	15,829	0.98	15,887	○	1.01	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,951	1.28 "
〃 4卯 極. -	210	58	290	15,780	0.98	16,041	○	1.02	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,105	1.29 "
承応元辰 極. -	210	58	290	12,842	0.97	13,110	0.84	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,174	1.10 "	
〃 2巳 極. -	58	290	15,619	0.98	15,887	○	1.01		744	744	420	260	2,200	440	4,064	19,951	1.28 "	
〃 3午 極. -	58	290	16,017	0.99	16,075	○	1.03		744	744	420	260	2,200	440	4,064	20,139	1.29 "	
明暦元未 極. -	58	290	16,131	0.99	16,189	○	1.03		744	744	420	260	2,200	440	4,064	20,253	1.29 小島庄右衛門	
〃 2申 極. -	58	290	16,066	0.99	16,124	○	1.03		744	744	420	260	2,200	440	4,064	20,188	1.29 "	
万治元戌 極. -	58	290	12,366	0.99	12,424	0.79			744	744	420	260	2,200	440	4,064	16,480	1.05 "	
〃 3子 極. -	58	290	11,366	0.99	11,424	0.73			744	744	420	260	2,200	440	4,064	15,488	0.99 "	
寛文元丑 極. -	58	290	15,092	0.99	15,150	0.97			744	744	420	260	2,200	440	4,064	19,214	1.23 "	

表9-1 太田部村年貢請取状 第2期 [永高高辻30貫760文(A)]

年・月・日	割付年	畠方本途		〔内添納 金納率〕	此漆	桂納	此桂	金納b	〔金納率〕		小物成		〔納合率〕	〔納合年貢率〕	発給役人
		B	A/B						浮役	臨時	合D	B+D			
寛文8年 申 極.25 申(寛文8)	16,632	1.01			54	270	(16,628)	0.99	3,320	744	4,064	(20,746)	1.25	蓑輪忠左衛門	
〃 10戌 6.晦 辰(〃4)	16,738	1.01			52	260	16,736	0.99	3,320	744	4,064	20,852	1.26	持福八左衛門 飯田治右衛門	
〃 10戌 6.晦 午(〃6)	16,567	1.00			54	270	16,513	0.99	3,320	744	4,064	20,631	1.25	蓑輪忠左衛門 飯田治右衛門	

表9-2 野巻村年貢請取状 第1期 [永高高辻30貫760文(A)]

年・月・日	本	途		〔金納率〕	本途合	〔本途年貢率〕	臨時	浮	役	合		納合	〔納合年貢率〕	発給役人					
		B	A/B							D	B+D								
承応2年 極.20	5,136	貫文 5,136	貫文 3,684	貫文 3,835	貫文 118	貫文 590	貫文 27,745	0.87	31,683	○	1.03	貫文 1,022	貫文 148	貫文 92	貫文 1,400	貫文 280	貫文 2,942	貫文 34,125	1.10 大河内与兵衛
〃 3午 極.-	2,684	3,835	118	590	26,910	0.90	29,712	○	0.96	1,022	148	92	1,400	280	2,942	32,654	1.06 〃		
明暦2年 極.-	2,684	3,835	118	590	27,622	0.90	30,424	○	0.98	1,022	148	92	1,400	280	2,942	33,368	1.08 太河内与兵衛		
〃 3酉 極.-	2,684	3,835	118	590	17,031	0.85	19,833	0.64	1,022	148	92	1,400	280	2,942	22,775	0.74 〃			
万治元戌 極.-	2,684	3,835	118	590	27,242	0.90	30,044	0.97	1,022	148	92	1,400	280	2,942	32,986	1.07 〃			
〃 2亥 極.-	2,684	3,835	118	590	22,993	0.89	24,795	0.80	1,022	148	92	1,400	280	2,942	28,737	0.93 〃			
〃 3子 極.-	2,684	3,835	118	590	23,709	0.89	26,521	0.86	1,022	148	92	1,400	280	2,942	29,463	0.95 〃			

表9-ウ 野巻村年貢請取状 第2期 [永高高辻30貫760文(A)]

年・月・日	割付年	畠方本途 B	〔 [※] 本途年貢率 $\frac{B}{A}$ 〕	此漆 〔内漆納 A〕	桂納 〔内桂納 A〕	此桂 〔内桂納 B〕	〔 [※] 金納b $\frac{B}{A}$ 〕	小物成		納合 B+D	〔 [※] 納合年貢率 $\frac{B}{A+2}$ 〕	発給役人				
								浮役	臨時							
寛文10戊	8.21	辰(寛文4)	30,232 ^{丁文}	0.98	2,684 ^{貫文}	3,835 ^{貫文}	96 ^文	480 ^合	27,452 ^{貫文}	0.90	1,920 ^{貫文}	1,022 ^{貫文}	2,942 ^{貫文}	33,174 ^{貫文}	1.07 ^{飯田次右衛門}	持福八左衛門
寛文10戊	8.21	巳(〃5)	30,232	0.98	2,684	3,835	96	480	27,452	0.90	1,920	1,022	2,942	33,174	1.07 ["]	"
〃13丑	2.10	酉(〃9)	28,231	0.91	2,684	3,811.3	96	480	25,451	0.90	1,920	1,022	2,942	(31,173)	1.01 ^{飯田次右衛門}	持福八左衛門
〃13丑	2.10	戌(〃10)	28,005	0.91	2,684	3,811.3	96	480	25,225	0.90	1,920	1,022	2,942	(30,947)	1.00 ["]	"
延宝3卯	正.19	亥(〃11)	28,157	0.91	2,684	3,835	96	480	25,377	0.90	1,920	1,022	2,942	(31,059)	1.01 ^{伊奈左門代}	義輔忠左衛門
〃3卯	12.23	卯(延宝3)	32,019	1.04	(2,684)	(3,835)	(96)	(480)	29,239	0.91	1,920	1,022	2,942	(34,961)	1.13 ^{持福兵衛門}	持福兵衛門
〃8申	9.23	未(〃7)	37,892	1.23	(2,684)	(3,835)	(96)	(480)	35,072	0.92	1,920	1,022	2,942	(40,794)	1.32 ^{持福甚左衛門}	

註

(1) 表9-アの秩父郡村々は、柿崎謙一編『秩父地域郷土史資料集』平成7年、『皆野町誌』資料編三、『大溝村誌』資料編二・六、『荒川村誌』資料編、『井上家文書』(荒川村教育委員会編)、『秩父郡小柱村文書』巻(編者不詳)、表9-イの大田部村は新井家文書写真版C7750他(埼玉県立文書館蔵)、表9-ウの野巻村は逸見家文書写真版C4472他(同館蔵)による。

(2) [※]の付いていない項目とその数値は年貢請取状によるが、()内の数値は筆者が補充したものである。

(3) [※]を付けた項目は筆者が設定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点第3位以下を切り捨てて表示した。

(4) 第1期本途年貢率^B欄中の○印は、秩父郡の村々の年貢割付状に膏外納が賦課されている年であることを示す。

(5) 第1期・第2期とも本途年貢率と納合年貢率の分母Aは各村の永高高辻を示す。